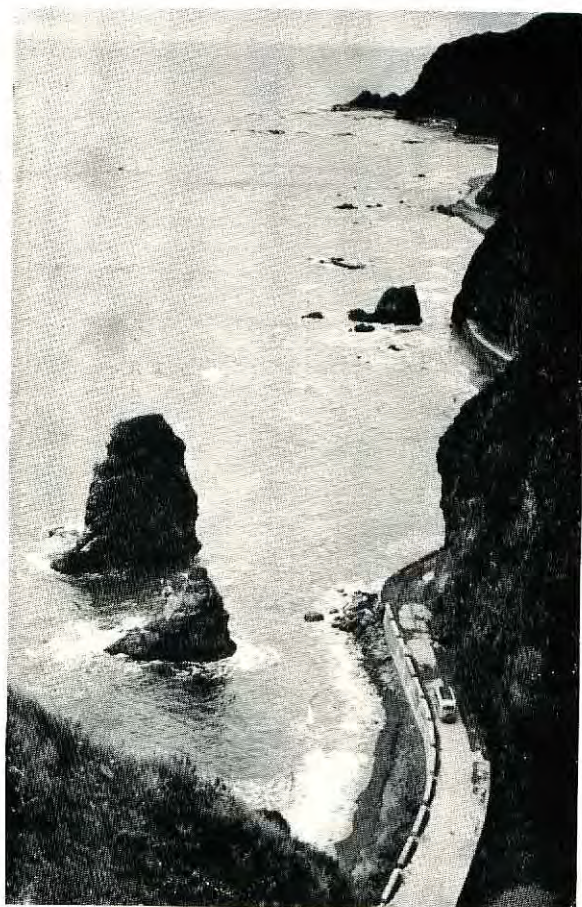


北海道議會時報

第 4 卷 第 8 號

昭和 27 年 8 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第4卷第8号(昭和27年第2回定例道議會)

第 8 號 目 次

議 會 の 動 き

第二回定例道議會……………	一
本 會 議……………	一
常任委員會……………	一六
特別委員會……………	三三
豫算審査特別委員會……………	三三
電源開發對策特別委員會……………	三三
北海道議會開發審議會……………	三三
請 願・陳 情……………	三六

會 合

一道北部七縣議會事務局長連絡協議會……………	三三
全國都道府縣議會議長會常任幹事會……………	三三
八大都道府縣議會議長會……………	三三

資 料

第十三國會の展望……………	三三
全國都道府縣歳入歳出豫算及び決算に對する考察……………	三三
昭和二十七年地方財政平衡交付金八月概算交付額決定……………	三三

雜 錄

地方行政疑義問答集……………	三三
----------------	----

圖 書 室 便 り

……………	三三
-------	----

七 月 の メ モ

……………	三三
-------	----

表 紙…寫眞

道 立 公 園 襟 裳

北海道商工部交易觀光課提供

議会の動き

第二回定例道議会

本 會 議

第二回定例道議会は、六月二十三日開會、會期を延長、七月八日閉會した。本議會に提案された諸案件及び議事の経過（六月三十日まで）は時報前號掲載）は大略つぎのとおりである。

知事から提出のあつた議案及び報告

提出月日	案	件	名	議事経過
六、二三	一	昭和三十七年度北海道費歳入歳出追加更正豫算	七、八 原案可決	
	二	昭和三十七年度北海道恩給基金歳入歳出追加豫算		
	三	昭和三十七年度北海道學校職員恩給金歳入歳出追加豫算		
	四	昭和三十七年度北海道農産物検査費歳入歳出追加豫算		
	五	昭和三十七年度北海道病院費歳入歳出追加豫算		
	六	昭和三十七年度北海道有林野事業費歳入歳出追加豫算		
	七	昭和三十七年度北海道酪農検査費歳入更正豫算		
	八	第四四九回北海道起債に關する件		
	九	北海道起債議決變更の件		
	一〇	財團法人北海道町村會館に對し資金貸付の件		
	一一	北海道有林野事業費積立金運用の件		

六、二三	一二	北海道有林野事業費積立金運用の件	七、八 原案可決
	一三	北海道立高等學校建築に關する豫算外義務負擔に關する件	
	一四	北海道立高等學校建築に關する豫算外義務負擔に關する件	
	一五	北海道地方労働委員會の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例制定の件	
	一六	昭和三十二年度市町村職員給与改善のため市町村に對し轉貸した貸付金に係る債務等の免除に關する件	
	一七	公有林及び模範林の財産比率に關する件	
	一八	北海道身障障害者更正相談所設置條例制定の件	
	一九	児童相談所の設置に關する條例の一部を改正する條例制定の件	
	二〇	保健所設置條例の一部を改正する條例制定の件	
	二一	北海道魚介類行商取締條例の一部を改正する條例制定の件	
	二二	北海道立治療院條例の一部を改正する條例制定の件	
	二三	北海道立精神病院條例制定の件	
	二四	北海道立診療所條例の一部を改正する條例制定の件	七、八 修正可決
	二五	北海道建築基準法施行條例の一部を改正する條例制定の件	七、八 原案可決
	二六	建築士法による参考人の費用支給條例制定の件	
	二七	北海道商品展示所設置條例制定の件	
	二八	北海道高壓ガス及び火薬類等の試験分析及び鑑定等に關する手数料並びに使用料條例制定の件	
	二九	北海道射撃場取締條例の一部を改正する條例制定の件	
	三〇	北海道立農業研究所條例制定の件	
	三一	北海道病害虫防除所設置等に關する條例制定の件	
	三二	北海道改良普及員資格試験條例制定の件	
	三三	北海道開拓會館條例の一部を改正する條例制定の件	
	三四	日本國との平和條約の効力發生に伴う職員懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に關する條例制定の件	
	三五	虻田郡狩太町と同郡眞狩村との境界の一部變更に關する件	六、二六 原案可決

六、二三	一 専決處分報告の件	
〃	二 専決處分報告の件	
〃	三 東札幌土地區畫整理事業繼續費の繰上繰越に關する件	

議員から提出のあつた議案、決議案及び意見案

提出月日	番號	件	名	議事經過
六、二六	一	アツツ島における戦犯者の遺骨遺留品の調査及び還送促進要望決議	原案可決	六、二六
〃	二	戦犯者の赦免及び送還促進に關する決議	〃	〃
七、五	三	電源開發對資特別委員會設置に關する決議	七、五	〃
〃	四	機船底曳網漁船の本道海區入會反對に關する決議	原案可決	〃
七、八	五	電源開發促進要望決議	原案可決	〃
〃	六	千島列島復歸懇請決議	〃	〃
〃	七	齒舞諸島及び色丹島占領解除懇請決議	〃	〃

提出月日	番號	件	名	議事經過
六、二三	一	建材ブロック運賃等級引下に關する意見書	原案可決	六、二三
〃	二	電源開發促進法案制定に關する意見書	〃	〃
〃	三	引揚者集團收容施設の疎開に對する國庫補助存續に關する意見書	六、二七	〃
六、二七	四	戦傷病者、戦歿者、遺族等援護法に基く遺族國庫債券の資金化促進に關する意見書	原案可決	〃
〃	五	過年度災害復舊工事に對する國庫負擔金増額に關する意見書	七、一	〃
七、一	六	風霜雨害による營農救濟對策に關する意見書	原案可決	〃
七、二	七	北海道における火山灰地帯を特殊土壤地帯に指定方に關する意見書	七、二	〃
〃	八	北海道における山麓及び丘陵地帯を急傾斜地帯に指定方に關する意見書	原案可決	〃
七、八	九	北海道の土地改良事業實施に關する意見書	〃	〃
〃	一〇	警察預備隊北海道駐在部隊の物資調達に關する意見書	〃	〃
〃	一一	漁船建造並びに漁船デセル化等資金融通に關する臨時措置法制定に關する意見書	〃	〃
〃	一二	國立病院の地方移管に關する意見書	〃	〃

六、二三	三六	北海道原料乳検査條例制定の件	七、八	原案可決
〃	三七	北海道工業誘致條例制定の件	〃	〃
〃	三八	勇拂郡安平村を分割し「追分村」を設置するの件	六、二六	原案可決
〃	三九	地方賣くじ發賣に關する件	七、八	原案可決
〃	四〇	物品購入契約の締結に關する件	七、八	原案可決
〃	四一	物品購入契約の締結に關する件	〃	〃
〃	四二	財産の取得に關する件	〃	〃
〃	四三	道有財産の賣買契約の締結に關する件	七、八	原案可決
〃	四四	前金拂に關する件	〃	〃
〃	四五	北海道職員懲戒の手續及び効果に關する條例制定の件	〃	〃
〃	四六	北海道職員懲戒の手續及び効果に關する條例制定の件	〃	〃
六、二七	四七	昭和二十七年北海道費歳入歳出追加豫算	〃	〃
〃	四八	石炭購入資金貸付に關する件	〃	〃
〃	四九	北海道稅條例の一部を改正する條例制定の件	六、三〇	原案可決
〃	五〇	合衆國軍隊の構成員等の所有する自動車に對する自動車稅の徵收の特例に關する條例制定の件	七、八	原案可決
〃	五一	十勝沖地震被害者に對する道稅の減免等に關する條例制定の件	〃	〃
〃	五二	運送業に對する事業稅の減額に關する件	〃	〃
〃	五三	昭和二十七年における臨時手當支給に關する條例制定の件	〃	〃
〃	五四	公立高等學校で夜間において授業を行う課程を置くもの職員に對する夜間勤務手當の支給に關する條例制定の件	七、八	修正可決
〃	五五	北海道農産物受檢條例の一部を改正する條例制定の件	七、八	修正可決
〃	五六	農業再生産資金貸付期間變更の件	〃	〃
六、三〇	五七	北海道職員研修費條例制定の件	〃	〃
七、二	五八	收用委員會委員の選任につき同意を求むるの件	七、八	同意可決
七、三	五九	北海道種馬鈴薯生産販賣取締條例制定の件	七、八	同意可決
七、八	六〇	昭和二十七年北海道費歳入歳出追加豫算	〃	〃

七、八	一三 北海道勞災病院設置要望に關する意見書	七、八
〃	一四 道内民間定期航空開設方に關する意見書	原案可決
〃	一五 石炭手當及び寒冷地手當に對する免稅措置立法化に關する意見書	〃
〃	一六 北海道大學理學部に地球物理學科新設に關する意見書	〃

意見案(第一回定例會議續)

提出月日	番號	件	名	議事經過
四、一〇	一三	電氣料金値上げ反對に關する意見書		審議中止
〃	一四	破壊活動防止法制定に關する意見書		〃

議事の經過

○七月一日 午後一時十五分開議、諸般の報告の後、日程に追加、意見案第五號を議題と供し、提案者宮津土木委員長(自)の趣旨辯明があつて、原案可決、ついで日程第一を議題に供し、前日に引續き質疑を續行、二瓶議員(協同)より僻地教育問題、酪農検査問題等について質疑、知事、教育長、經濟部長より答辯、二瓶議員の再質疑、知事の答辯あつて、次に井野議員(社)は傳染病対策、道立病院の運営、水産問題について質疑、知事、衛生、水産兩部長より答辯があつて、時間を延長、一旦休憩、午後三時四十分再開、大久保議員(民)より、山火及び風害対策、道營競馬、商工振興対策について質疑、知事の答辯あり、次に若林議員(道政)より農業者災害対策職員の海外派遣について質疑、知事の答辯あつて、午後四時四十五分休憩を宣したが、その後再開に至らず自然流會となつた。

意見案第五號

土木委員長 宮津尙太郎君提出

過年度災害復舊工事に對する國庫負擔金増額に關する意見書

昭和二十三年より昭和二十六年までの災害復舊工事につき速かに國庫負擔金増額の措置を講ぜられ過年度災害復舊工事の完了を期せられたい。

(理由)

北海道における災害復舊工事は昭和二十三年發生災害以來昭和二十六年災害まで四、三七〇ヶ所約四十三億圓の査定を受けたが、さらに昭和二十七年三月發生の十勝沖地震の査定を入れると四、八六四ヶ所約四十八億圓の巨額に達しており、この間昭和二十六年度までに國庫負擔を受け施行した工事は三、〇〇〇ヶ所約二十五億に過ぎず、従つて急務を要する災害復舊については道及び市町村において窮迫せる財政状態の中から立替竣功せるもの昭和二十六年末にて六七〇ヶ所約五億圓となつてゐる。

しかしして残工事については出來得る限り起債及び一時借入等により鋭意災害復舊の目的達成に邁進しているが、前述の立替竣功工事費の支拂にも窮している現状において緊急を要する本年度施行豫定の約十億圓にのぼる災害復舊工事については到底これが費用を捻出し得ない状態にあるので過年度災害に對する國庫負擔金を増額の上急速に復舊工事を完了し得るよう措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 薛田余吉

内閣總理大臣
建設大臣
大藏大臣
經濟部長官
北海道開發廳長官
各通
衆議院議長
參議院議長

○七月二日 午後一時十九分開議、諸般の報告の後、日程に追加、意見案第六號を議題に供し、提案者宮本農政委員長(協同)の趣旨辯明あつて、原案可決、ついで田呂議員(協同)より、種子馬鈴薯問題、民主主義防衛研究會について緊急質問があり、知事、經濟部長より答辯、田呂議員の再質問、知事の答辯あつて、次に林議員(民)より武佐中學校問題について緊急質問(時間延長)教育長の答辯あり、林議員はその答辯に關連して要望する所あり、ついで桑野議員(自)より民主主義防衛問題について緊急質問、知事の答辯があつて、午後三時十七分一旦休憩、その後議長は再開のため議員の出席を求めたが、定數に達しないので午後五時十一分延會を

宣した。

意見案第六號

農政委員長 宮本仙松君提出

風霜雨雪による營農救濟對策に關する意見書

一、本春五月發生の烈風により、被害を蒙りたる農民の營農救濟對策として次の措置を講ぜられたい。

- (1) 再播、補播に要したる肥料、種子購入資金に對し、緊急の金融措置並びに相當額の補助又は助成の途を講ずること。
- (2) 傾斜地農業の安定對策として、クローバー種子に對する補助並びにグリベルト設置に對し相當額の助成の途を講ずること。
- (3) 有機質喪失補填對策として尿溜堆肥の施設に對し相當額の助成の途を講ずること。

(4) 被害農家並びに有畜農業轉換えの對策として、道家畜貸付増大並びに有畜農家維持創設資金の北海道枠の擴大の方途を講ずること。

(5) 耕地防風林の造成苗木に對し相當額の助成の途を講ずること。

(6) 耕土保全のため治山事業の強力な推進方途を講ずること。

(7) 土地改良事業(客土混層耕、心土耕、酸性矯正)に對し相當額の助成の方途を講ずること。

(8) 山火等による被害農家に對する住宅建設資金の特別融資の方途を講ずること。

(理 由)

本春五月中旬北海道を襲つた未曾有の烈風(霜霜雨を交えたるもの)は廣汎な農耕地を一瞬にして吹き拂い、このため播種直後の作物並びに發芽初期にある作物は土砂とともに飛散し、また埋没し傾斜地にあつては雨のため耕地が流亡し、ために營々永年に亘つて作りあげた沃土は完全に不毛の荒土と化し、一方野火により發生した山火は諸所に飛火し、既存及び開拓農家の住宅並びに家畜等を焼き拂う等營農上に大なる打撃を與へたのである。依つてこれら被害農民の營農救濟對策として前記の施策を圖及び道において急速に措置せられんことを強く要望する。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道會議議長 蔭田 余吉

農林大臣 建設大臣 大藏大臣 北海道開發廳長官 各 通
參議院議長 衆議院議長
北海道知事

○七月三日 午後二時五十分開議、諸般の報告の後、一旦休憩、午後五時三十七分再開したが議事にはいらす午後五時三十八分散會。

○七月四日 午後二時五十分開議、豫め時間の延長をなし、諸般の報告の後、日程に追加震災對策調査の件を議題に供し、兒玉震災對策特別委員長(目)より十勝沖地震災害復舊對策調査の経過及び結果について報告、本調査の終了について諮り、そのことに決した。ついで日程に追加、岡林議員(社)より第一回定例會に提出のあつた意見案第十四號破壊活動防止法案制定に關する意見書を議題に供し、四十榮勞働委員長(民)の報告を求めたが、土山議員(公)より本案については、午後二時三十分國會において破壊活動防止法案が成立を見たとの確報に接したので、本議會において審議すべきものにあらずとの見地から本件審議中止の動議を提出、賛成あつて動議成立、本動議に賛成者の起立を求め、起立多數をもつて、そのことに決し、午後三時二十分休憩。

午後四時五十分再開、日程第一、議案第一號乃至第三十四號、第三十六號、第三十七號第三十九號乃至第四十八號、第五十一號乃至第五十七號及び報告第一號乃至第三號を議題に供し、質疑終結を諮つて、そのことに決し、武田議員(協同)より議案第一號乃至第十二號第三十九號、第四十七號及び第四十八號の豫算關係議案はなお慎重審査を要するので定數十五名よりなる豫算特別委員會を設置されたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つてそのことに決しついで委員の選任について諮りつぎのように決定した。

塚田庄平(勞) 西田正一(民) 西田信一(自) 岡田千代藏(協同) 畑野仁郎(自) 安達徳太郎(自) 若林次郎(道政) 沖野政雄(公) 糸川章夫(協同) 吉田定次郎(協同) 伊藤弘(自) 桑野秀治郎(自) 宮坂壽美庵(民) 中野定敏(社) 高田治郎(社)

ついで議案をつぎのように各委員會に付託した。議案第一號乃至第十二號、第三十九號、第四十七號及び第四十八號は豫算特別委員會に、議案第十五號、第十六號、第二十六號、第三十四號、第四十四號乃至第四十六號、

第五十一號乃至第五十三號、第五十七號は總務委員會に議案第十三號、第十四號、第五十四號は文教委員會に、議案第十七號は林務委員會に、議案第十八號、第十九號は民生委員會に、議案第二十號乃至第二十四號は衛生委員會に、議案第二十五號は建築委員會に、議案第二十七號乃至第二十九號第三十七號、第四十三號は商工委員會に、議案第三十號乃至第三十二號、第三十六號第五十五號、第五十六號は農政委員會に、議案第三十三號、第四十二號は開拓委員會に、議案第四十號第四十一號は、土木委員會に、ついで日程に追加、議案第五十八號及び第五十九號を一括議題に供し、知事の提案説明後、第五十八號は後日審査、第五十九號は農政委員會付託に決した。

次に議事進行の都合により、七月八日まで三日開會期延長について諮りそのことに決し、午後五時一分散會。

震災対策特別委員會委員長報告

震災対策特別委員會に付託されました十勝沖地震災害復舊対策に關する調査につきましては、去る三月二十九日書面を以て一應中間報告を致したものでありますが、ここに改めてその経過と併せて、復舊対策の現状について御報告申し上げます。

本委員會は地震發生直後において議會全員を以て組織された「震災対策協議會」の後を受け、本災害に對する應急対策及び復舊対策の樹立並びにその推進を圖るため、三月十日開會の本會議において設置されたのでありますが、本委員會はその使命にかんがみ、基本的な方針として、

○速かに震災地に對する緊急措置を講ずるとともに、應急対策を樹立し、その復舊に對し一應の方向を與えること。

○次には、復舊に對するの實施面の問題は逐次常任委員會にこれを移し、本委員會はあくまでも總括的な役割を擔當すること。

○次には、應急対策並びに復舊上必要なる中央折衝については、本委員會が中心となつて活動する。という三點を明確にし、自來委員會を開くこと十四回、四次にわたる中央折衝を重ね、四月十一日議會の議決により、閉會中もお調査を繼續今日に至つた次第であります。

以下その概要について申し上げます。

今次發生の災害は、その地域の廣大、被害の激甚、さらに時期的にはまだ寒氣驟烈の候であり、しかもその地帯は、道の中心部を遠く離れた地理的關係もあり、緊急措置にいたさかの齟齬があつても事態は拾収すべからざる混亂に陥る危機を包藏し、誠に憂慮されたのでありますが、あたかも道議會開會中であり、道及び議會は密接な連絡の下に迅速且つ周到なる措置を講じ、政府、また野田建設大臣を空路現地に急派し、國會は院議を以て衆參兩院より議員を派遣し更に道選出家參兩院議員も災害發生とともに急遽現地に飛び被害地の慘状をつぶさに調査され、加えて連合軍總司令官の厚意ある援助等により民心は安定し、被災のドン底から直ちに起ち上がる意欲を盛りあげ得ましたことは眞に喜びに堪えない次第であります。

本委員會はまず、緊急措置として、應急收容施設及びつなぎ資金の問題は、最も急を要する諸般の状況にかんがみ、復舊対策ができるまでの暫定措置として、適當額を道の責任において借入れ、あるいは緊急財政措置を講じて急速にこれを被災地に流すべき必要を認め、その具體化につき知事と協議したのでありますが、知事もまたその必要を認め、三月十五日これに關する豫算措置及び必要な議案を議會に提案、同日開會の本會議はこれを即決されたのであります。即ち、罹災者應急收容施設、災害救助、民生安定施設事業の貸付金、應急失業救済事業費、應急土木事業費、防疫対策費など合せて三億三千餘萬圓、外に北海道信用保證協會に對する損失補償によつて、一億圓の生業資金の貸し出しが決定され緊急措置の第一段階は極めて順調に發足を見るに至つたのであります。

ついで、本委員會は應急対策の樹立並びに應急つなぎ融資獲得について、中央折衝の問題が焦眉の急を要する状況に即應し、直ちに委員を中央に送つたのであります。政府と致しましても、北海道開議廳長官が主宰する「十勝沖地震災害復舊対策協議會」を設置するなど、積極的にその対策が講ぜられ他面、道選出國會議員をもつて「十勝沖地震災害復舊対策議員連盟」が結成され、北海道開議廳及び道、並びに本委員會、一九二となつて、具體的な運動を續けたのであります。

政府はこれら各般の要請に應え三月二十日、本災害に對する應急金融措置を講ずる閣議決定をなしたのであります。即ち

○住宅、土木、農業、文教、保健衛生、等の公共事業に對し、資金運用部より取りあえず十一億圓のつなぎ融資を行う。

○住宅金融公庫の應急措置については取りあえず一億圓を融資する。

なお半壊家屋については「ルース台風」の例による。

○國民金融公庫の融資については、取りあえず一億圓とする。

なお現地金融機關等に對して、災害復舊關係資金について協力を要請し、その他の資金についても可及的速かに善處する。

この閣議決定に基づいて融資される、つなぎ資金の受入れに伴う豫算措置としては、四月一日開會の本會議において、昭和二十七年年度豫算に九億五百五十五萬圓を追加計上するとともに、北海道信用保證協會に對する損失補償についても増額を議決し、道としても萬全の應急體制を整えたのであります。

つきに、本委員會は現地における應急對策、復興の狀況について調査をなし、機を失せざる措置を講ずるため現地調査班を派遣し、被災地の實情を捉えて對策推進の資に供したのであります。

更に中央折衝については、北海道開發廳、議員連盟とも協力、つなぎ資金の現金化その裏づけとなる補助金の獲得、各種法令措置の推進、融資資金源の問題などにつき委員を上京せしめ、多岐に亘る運動を續けてまいつたのであります。

特に漁業災害については「十勝沖地震による漁業災害の復舊資金の融通に關する特別措置法」を又、農林業については「同様・特別措置法」が國會における道選出議員の活躍によりいづれも議員提出を以て通過成立し、漁業については四億圓、農林業については二億圓を限度とする損失補償及び利子補給の制度が確立され、さらに兩法施行令もそれぞれ公布され、漁業については漁船、漁具、水産動物の養殖施設及び共同利用の漁船、漁船機具の修理場、漁船のための給水、給油施設、荷さばき所、荷役機、水産倉庫、漁具倉庫、製氷、冷蔵冷蔵設備、加工場等、農林業については、農舎、畜舎、サイロ、炭釜、共同利用の精米、精麥工場、製粉工場、穀粉工場等の復舊について、それぞれ、融資することになり、目下貸付け手續きが進捗中であり、つきに住宅については、應急ラック三百七十戸は三月中に建設完了、公營住宅は昭和二十七年年度四百戸、二十八年年度百二十九戸を、融資住宅は一億圓の枠を以て二百十三戸を決定、引揚者住宅は百五十一戸分が内定し、目下それぞれ復舊進捗中であり、

又、上水道については、飲料水對策に萬全を期せしめるとともに、復舊計畫を促進し、復舊總額一億八千萬圓に對し一億一千万圓の査定を終り二十七年年度はそのうち八

千七百萬圓の工事施行の豫定となっております。

保健衛生關係については、浦河保健所、日赤浦河病院、浦税その他の隔離病舎の復舊等について、國庫補助を認められ、目下復舊計畫中であり、その他の施設についても、それぞれ應急復舊を終つており、厚生關係のうち生業資金の貸付については道信用保證協會よりの融資一億圓に對し二億四千萬圓にのぼる申込があり、さらに増額を要望されておる狀況であります。

農地及び農業施設については、農林省査定の結果、一億九千七百萬圓を昭和二十七年年度分の事業費として、決定されたのでありますが、農地關係の被害は融雪後の狀況變化により増大するものと思われ、逐次對處の必要があるかと存せられるのであります。

林業關係においては、治山事業及び林道復舊事業は二十七年分がそれぞれ決定され、なお復舊用木材については、この程公共施設用材に限り買受代金の一カ年延納、無利子、無擔保の特別措置が決定され、拂下處分進捗中であり、

開拓關係は全廢戸數百十三戸に對し八十一戸半壊百六十戸に對し百四十五戸の査定を見ましたが、全廢については全戸復活が認められる見通しであります。

次に、公共土木關係は第一次緊急査定において河川、道路、橋梁海岸の建設省關係十一億二千萬圓に對し二億八千萬圓運輸省關係の港灣は七千八百萬圓に對し六千七百萬圓、農林省關係の漁港については四千百萬圓に對し、全額の査定が終つておつたのでありますが、建設省分の七億九千萬圓の査定残分に對しては、この程第二次査定を終り、その額二億四千萬圓第一次分と合して五億二千萬圓となつたのであります。なお工事については資金運用部からのつなぎ資金により緊急箇所の実行が進められております。

金融關係は、北海道信用保證協會の保證による商工礦業及び農林漁業者に對する一般復舊融資四億圓については、町村別の配分を終り貸付け進捗中であり、

文教關係特に小、中、高校の復舊については、文部省の査定を終り、全廢、半廢、大破についての坪數、單價については一應の結論に達しておるのでありますが、補助率及び耐火集合煙突については、大藏省となお折衝中であつて近く決定の見通しであります。

次に義捐金品については、六月二日現在で義捐金四千九百十七萬圓、義捐物品は十六萬八百五十點となっております。

なお詳細につきましては、別添の「復舊進捗狀況調」によつて御承知を願ひたいと

存じます。

以上に述べましたように、本災害の緊急措置及び緊急対策は各般に亘つて一應の結論に達したものと見られるのでありまして、政府は五月二十六日次官會議翌二十七日の閣議において災害復舊事業費第一次配分案を決定し、即ち、北海道被害額四十二億四千百萬元に對し、各省査定事業費は二十二億三千七百萬元これに對する閣議決定は事業費七億六千四百萬元内國費五億七千萬圓この内譯は補助分四億四百萬元、直轄分一億六千六百萬元と發表されたのでありまして、本災害復舊事業についての基本線は一應本決りと相成つた次第であります。

○河川、道路、橋梁、港灣、漁港等の公共土木及び土地改良等の農業施設の災害復舊事業の全面的な復舊促進、公營住宅五百二十九戸の内翌年度廻しとなつた百二十九戸に對しては越冬の關係なども考慮の上金融等の措置による建設の促進が必要であると存じます。

また、學校關係については、結論に達しておりませんが、補助率の決定方を促進し、併せて耐火集合煙突についても本道の特殊事情を認めさせ、急速に復舊に着手せしめる必要があり、なお財政的措置としては、平衡交付金の繰上げ等については既に實現を見つありますが、災害対策費に對する特別交付金の問題、起債の特別枠の問題、更に財政窮乏團體に對する元利補給の問題等は、數字的に固らぬ關係もあり未だ具體的な折衝が進められておりませんが、これは今後に残された最も大きな問題であり、速かに事務的な折衝が必要であります。

本委員會は冒頭に一言したような調査についての基本的な方針のつとり、以上に申し上げました経過と復舊対策の現状にかんがみ、今後に残された實施面の問題については、専門的に各常任委員會の活動に期待するものが、より効果的であり、また時宜を得たものとの結論に達し、本委員會は、設置以來四カ月に亘る活動に終りを告げることに致したのであります。

終りに一言したいことは、今次災害対策に當つては、北海道開發廳を中核とし、道選出國會議員連盟、道及び議會は一體となり緊密強力なる運動を展開したのでありますが、この結果された一致の體勢は對策推進上非常なる効果を收め得たと存するのであります。殊に野田開發廳長官は常にその中心に立たれ、問題解決に絶大なる努力を賜りましたことは、まことに感謝に堪えない次第であります。又これに呼應して、不眠不休の奔走を續けられました道選出家參兩院議員及び道議會議員各位、道關係各

機關の諸氏並びに本對策の重責を双肩に、終始熱誠以て事に當られました。對策委員の各位に對し衷心敬意と感謝の意を表し、併せて被災地の方々に對し一段の奮起を切望し、復興の一日も速かならんことを祈念して私の報告を終ります。

○七月五日 午後二時五十分開議、諸般の報告の後、日程に追加、決議案第三號（電源開發對策特別委員會設置に關する決議）を議題に供し、案

文朗讀原案可決、直ちに委員の選任について諮りつぎのように決定した。

高橋辰男（社） 西田信一（自） 三浦福督（協同） 宮本仙松（協同） 坂東

浩一（公） 時田政次郎（道政） 和平千治（勞） 大島三郎（民） 兒玉由一

（自） 宮津恂太郎（自） 二瓶榮吾（協同） 桑野秀治郎（自） 宮坂壽美雄

（民） 中野定敏（社） 三室光雄（自）
ついで議事進行の都合上、明後七日は休會について諮りそのことに決し午後二時五十三分散會。

決議案第三號

電源開發對策特別委員會設置に關する決議

右別紙案文の通り提出する。

昭和二十七年七月五日

議員	立原耕平
旭佳明	坂東浩一
西野榮次	山内正廣
森川清	武田治作
棚川忠雄	笠井幸衛
清水三俊	村山喜作
三室光雄	

決議案第三號

電源開發對策特別委員會設置に關する決議

一、本議會に十五人からなる電源開發對策特別委員會を設置する。

二、本委員會は

(一) 本道の綜合開發の一環としての電源開發(電源開發に伴う利水、及び治水を含む)促進につき必要な調査を行う。

(二) 各常任委員會所管の電源開發關係事務について連絡調整のため必要な調査を行う。

三、本委員會は議會において調査終了を議決するまで繼續存置する。

四、本委員會に要する經費は、昭和二十七年中二百萬圓以内とする。

右決議する。

北海道議會

○七月八日 午後二時三十二分開議、時間延長の後、諸般の報告議事に
いり、知事より外國出張囑託問題について釋明あり、ついで新川議員(勞)
より職員給與水準について緊急質問、人事委員會委員長、知事の答辯が
あり、ついで吉田(豊)議員(自)より外國出張囑託と一般道政について
緊急質問、知事の答辯があつて午後三時一旦休憩。

午後五時二分再開、諸般の報告の後、日程第一、議案第一號乃至第十二
號、第三十九號、第四十七號、第四十八號を議題に供し、若林豫算特別委
員長(道政)より議案第一號乃至第十二號、第三十九號、第四十七號、第
四十八號審査の経過及び結果について報告あり、委員長報告通り原案可決
次に日程第二議案第十三號乃至第三十四號、第三十六號、第三十七號、
第四十號乃至第四十六號、第五十一號乃至第五十七號及び第五十九號を議
題に供し、糸川文教委員長(協同)より議案第十三號、第十四號、第五十
四號について西田(信)總務委員長(自)より議案第十五號、第十六號、

第二十六號、第三十四號、第四十四號乃至第四十六號、第五十一號乃至第
五十三號第五十七號について、大久保林務副委員長(民)より議案第十七
號について、本多民生委員長(協同)より議案第十八號、第十九號につい
て、田中衛生委員長(自)より議案第二十號乃至第二十四號について、旭
建築委員長(自)より議案第二十五號について、宮坂商工委員長(民)よ
り議案第二十七號乃至第二十九號、第三十七號、第四十三號について、宮
本農政委員長(協同)より議案第三十號乃至第三十二號、第三十六號、第
五十五號、第五十六號、第五十九號について、宮北開拓委員長(協同)より
議案第三十三號第四十二號について、宮津土木委員長(自)より議案第四
十號、第四十一號についてそれぞれ審査の経過及び結果について報告あり
議長より委員長報告は議案第二十四號、第五十四號は修正可決、議案第四
十號、第四十一號は同意可決、その他は原案可決である旨を述べ本案は何
れも委員長報告通り可決について諮り、そのことに決した。

次に日程第三、議案第五十八號を議題に供し本案は同意することにつ
て諮り、そのことに決定。次に、日程第四、請願及び陳情審査の件を議題
に供し、本件は委員會報告の通り決することについて諮り、そのことに決
定。

次に日程第五、決議案第四號を議題に供し、提案者勢田水産副委員長(自)
より趣旨辯明あつて原案可決。

次に日程第六、決議案第五號を議題に供し、西田(信)電源開發對策特
別委員長自より趣旨辯明あつて原案可決。

次に日程第七、決議案第六號及び第七號を議題に供し、案文朗讀原案可
決。

次に日程第八、意見案第七號乃至第九號を議題に供し、提案者宮北開拓
委員長(協同)の趣旨辯明あつて原案可決。

次に日程第九、意見案第十號を議題に供し提案者宮坂商工委員長(民)
の趣旨辯明あつて原案可決。

次に日程第十、意見案第十一號を議題に供し、提案者勢田水産副委員長

(自)の趣旨辯明あつて原案可決。

次に日程第十一、意見案第十二號を議題に供し、提案者田中衛生委員長(自)の趣旨辯明あつて原案可決。

次に日程第十二、意見案第十三號を議題に供し、提案者四十榮労働委員長(民)の趣旨辯明あつて原案可決。

次に日程第十三、意見案第十四號を議題に供し、宮津土木委員長(自)の趣旨辯明あつて原案可決。

次に日程第十四、意見案第十五號及び第十六號を議題に供し、西田(信)總務委員長(自)の趣旨辯明あつて原案可決。

次に日程第十五、議案第六十號を議題に供し、本案は委員會の審査を省略し原案可決について諮りそのことに決定。

かくて付議案件の全部を議了につき時田議長は閉會の挨拶を述べ午後六時三十三分閉會を宣した。

決議案第四號

水産委員長 松平武一君提出 機船底曳網漁船の本道海區入會反對に關する決議

北海道周邊における沿岸漁田は機船底曳網漁船の入會に依る濫獲に基因し、荒廢いよいよ甚だしく本道沿岸漁民は將に死活の岐路に立つている實情である。機船底曳網漁業は強力な機動力を以つて海底を曳網するため、底棲魚族の攪亂、魚巢の破壊、幼稚魚の亂獲等により魚田の荒廢を招くばかりでなく、その機動力による他種沿岸漁業の漁具等をも曳破すること多く、漁業資源の保護並びに漁業秩序維持の見地より、これが減船整理は刻下の喫緊事である。しかして本道においては四百五十余隻に達する道内底曳船について自主的に減船整理計畫を樹て、他漁業への轉換あるいは禁示區域の擴大、禁示期間の延長等の措置を著々實施するの運びにいたつてゐる。よつてこの際本道周邊海域にたいする他縣よりの機船底曳網漁船の入會は斷乎廢止せられるよう本議會の決議をもつて要望する。

北海道議會議長 時田余吉

農林大臣 水産總長官
參議員院水産委員長
參議員水産委員長 各通

右決議する。

決議案第五號

電源開發促進要望決議

電源開發對策特別委員長 西田信一君提出

北海道議會

戦後わが國の直面せる人口問題の解決のための基本方策として、食糧の増産及び工業の開發を急速且つ強力に實施すべきであることは、あえて論を俟たないところであるが、今日その活路をわが國內に求むるとすれば、いまだ原始的資源を殘して放置されてゐる北海道の開發こそ唯一の途であると確信する。

しかし最近斯る觀點において本道總合開發の方向が着々具體化しつつあるが、その開發の先驅として緊急電源開發の方策が強力にとりあげらるべきであるにもかかわらず、本道の現状は昨年度の電力需給實績に照しても全國一窮迫せる事情の下、既存産業の維持及び民生の安定すら確保しえない實相を露呈し、剩る戦後本道民の最も要望しつゝある電源開發の實態も容易にこれらの問題を解決しえない状態にあることは洵に遺憾の極みである。

ここにおいて本議會は電源開發を大きくとりあげ電力會社の開發事業に對する協力は勿論、現に國會において審議中の電源開發促進法案に基く特殊會社による十勝川及び幾春別川等の大電源開發を強く要請するとともに、本年度發電見込の雨龍川鷹泊の道營發電事業に引き續き、現に國と共同して調査中の夕張川、鶴川、豊平川、天鹽川等の調査を促進してこれら地點の道營による電源開發の實施を期せんとするものである。

依つて特殊會社による本道の電源開發及び道營電源開發を積極的に施行しうるよう關係當局の格別なる援助とこれらの調査費の増額を期しもつて速に電力の増強を圖らねたいのである。

ここに本議會の決議を以つて本道の電源開發の促進を要望する。

北海道議會議長 時田余吉

農林大臣 水産總長官
參議員院水産委員長
參議員水産委員長 各通

建設大臣 經濟安定本部總務局長
大藏大臣 地方財政委員會委員長
北海道議會議長 時田余吉

千島列島復歸懇請決議

右別紙案文の通り提出する。
昭和二十七年七月八日

提出者

議員 蔭田 余吉	議員 平野 榮次	議員 堀田 毅	議員 伊藤 弘
井川 伊平	清水 三俊	宮津恂太郎	徳中 祐滿
塚田 庄平	朝倉 義衛	武田 治作	桑野秀次郎
高橋 辰男	畑野 仁郎	棚川 忠雄	中牧 保
荒 哲夫	旭 佳明	笠井 幸衛	坂本 興平
西田 正一	林 謙二	佐藤 初吉	岩本 政一
大久保和夫	中山信一郎	二瓶 榮吾	田中 巖
西田 信一	樽山 喜作	若林 次郎	菊地三之助
金澤 藤吉	三澤 正男	多田 輝利	西川 清吉
勢田金次郎	岡林 歡喜	土山宇三郎	宮坂護美雄
福島新太郎	井口 多み	窪田 長松	井野 正揮
三浦 福督	新川 輝隆	沖野 政雄	中野 定敏
天谷 平信	和乎 千治	新保 福治	西村 武夫
宮本 仙松	舟木 侃	齋藤 正志	鈴木 源重
川人 源市	榊原 啓量	濱森 辰雄	高山 治郎
坂東秀太郎	太田 益夫	長澤 信廣	山内 廣
坂東 浩一	森川 清	本多 吉江	池戸 芳一
時田政次郎	大島 三郎	糸川 章夫	三笠 光雄
田呂 善作	四十榮助三郎	朝日 昇	松平 武一
秋山孝太郎	岩田 留吉	土橋 傳七	大澤重太郎
岡田千代藏	兒玉 由一	大竹幸次郎	吉田 豊吉
富北三七郎	安達徳太郎	吉田定次郎	立原 耕平
池田 信孝	村上貞次郎	道下 美作	原田伊曾八

北海道議會議長 蔭田余吉殿

千島列島復歸懇請決議

平和條約は本年四月二十八日をもつて發効し、わが國が獨立國家として再び國際社會に参加することが出来たことは、日本國民として洵に喜びに堪えないところである。しかしながら終戦と同時にわが千島列島はソ聯國の占領するところとなつたが、千島列島の日本國の領土としての列國の認容と占領の解除については國民的要望として悲願し續けきたつたところであるが、平和條約第二條C項により日本國の同列島に對する一切の權利、權限並びに請求權は放棄するの余儀なきにいたり、なお放棄後の歸屬については、なんらの規定がないまゝに黙過されてきたことは、われわれの期待と熱望に反するところであつてはなほ遺憾に堪えない次第である。

そもそも千島列島はわれらの祖先が永きにわたる血と汗の努力によつて開拓された子孫永住の地であつて、歴史的にも國際的にも日本國の傳統的領土として全世界がこれを認めてきたところであり、暴力及び脅威により略取したものであつて決してない。されば連合各國は領土不擴充の大原則に基き、千島列島は日本國に歸屬すべきことこそ將來の世界平和確立の基本觀念にも叶うことと確信する。

よつて千島列島は何れの國又は其他に歸屬せしむべきでなく、日本國は復歸すべきものである。假りにその復歸が困難とするにおいても何等かの形式において日本國の行政權日本人の生業する權利等の既得權益とを認めらるべきものである。

ここに本議會の決議をもつて、放棄を余儀なくされた千島列島の主權が再び日本國に歸屬するために平和的にして且つ有効適切なる措置が講ぜられるよう深い御理解と御同情を懇請するものである。

昭和二十七年七月八日

北海道議會議長 蔭田 余吉

内閣總理大臣 參議院議長
外務大臣 各關係方面
衆議院議長 各 通

決議案第七號

齒舞諸島及び色丹島占領解除懇請決議

右別紙案文の通り提出する。

昭和二十七年七月八日

提出者

議員	蔭田 余吉	議員	平野 榮次	議員	堀田 毅	議員	伊藤 弘
井川 伊平	清水 三俊	宮津 惇太郎	德中 祐滿	塚田 庄平	朝倉 義衛	武田 治作	桑野 秀次郎
高橋 辰男	畑野 仁郎	柳川 忠雄	中牧 保	荒 哲夫	旭 佳明	笠井 幸衛	坂本 興平
西田 正一	林 謙二	佐藤 初吉	岩本 政一	大久保和夫	中山 信一郎	二瓶 榮吾	田中 巖
西田 信一	村山 喜作	若林 次郎	菊地三之助	金澤 藤吉	三澤 正男	多田 輝利	西川 清吉
勢田金次郎	岡林 歡喜	土山宇三郎	宮坂 壽美雄	福島新太郎	井口 多み	窪田 長松	井野 正揮
三浦 福督	新川 輝隆	沖野 政雄	中野 定敏	天谷 平信	和 平 千治	齋藤 福治	西村 武夫
宮本 仙松	舟木 侃	齋藤 正志	鈴木 源重	川入 源市	榊原 啓量	濱森 辰雄	高田 治郎
坂東秀太郎	太田 益夫	長澤 信廣	山内 廣	坂東 浩一	森川 清	本多 吉江	池戸 芳一
時田政次郎	大島 三郎	糸川 章夫	三室 光雄	田呂 善作	四十 榮助三郎	朝日 昇	松平 武一
秋山孝太郎	岩田 留吉	土橋 傳七	大澤重太郎	岡田千代藏	兒玉 由一	大竹幸次郎	吉田 豊吉
宮北三七郎	安達德太郎	吉田定次郎	立原 耕平	池田 信孝	村上貞次郎	道下 美作	原田伊曾八

齒舞諸島及び色丹島占領解除懇請決議

平和條約は本年四月二十八日をもって發効し、わが國が獨立國家として再び國際社會に參力することができたことは、日本國民として洵に喜びに堪えないところである。

しかしながら齒舞諸島及び色丹島については、講和發効と同時に占領が解除されるべきものとして屢々要望し、且つ期待していたところであるにもかかわらず、未だに

ソ連の占領下にあることは甚だ遺憾に堪えない次第である。

しかして同島の位置が北海道本土とは指呼の間にあるためソ連監視艦による漁船の拿捕が相次ぎ漁民は極端なる不安にさらされ生業に及ぼす甚大なる影響と、かつて同島に在住していた多数の住民が悲惨な生活をなしつつもその解除と歸郷を待望している現状を思うとき齒舞諸島及び色丹島の占領解除を強く要望せざるをえないのである。

こゝに本議會の決議をもつて日本國の主權に屬する齒舞諸島及び色丹島の占領解除の速やかなる實現について平和的にして且つ有効適切なる措置が講せられるよう深い御理解と御同情を懇請するものである。

昭和二十七年七月八日

北海道議會議長 蔭田 余吉

内閣總理大臣
外務大臣
參議院議長
衆議院議長
各關係方面
各通

意見案第七號 開拓委員長 宮北三七郎君提出

北海道における火山灰地帯を特殊土じよう地帯に指定方に関する意見書

北海道における火山灰地帯は地力瘠薄にして風水害による土じようの侵蝕甚だしくこれが災害を防除し、農業生産力の向上を圖るため左の地帯を特殊土じよう地帯として指定せられたい。

記

- 一、十勝洪積丘陵地帯
- 二、摩周統火山灰地帯根釧地帯
- 三、樽前統火山灰地帯勇拂地帯
- 四、駒ヶ岳患山火山灰地帯
- 五、有珠統火山灰地帯
- 六、跡佐登統火山灰地帯

(理 由)

北海道における火山灰地帯は二十九萬八千町歩を數え、急傾斜地及び高丘地が多い

ため、年々裂風及び豪雨による農地の侵蝕が甚だしく特に五月中旬強風を伴う風水害に際しては、十勝、後志、渡島、網走支庁官内における農耕地の被害は數億圓に及ぶ状態である。

依つて災害を防止し農地の保全と農業生産力の向上を圖るため、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法第二條による特殊土じよう地帯として指定せられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により意見書として提出する。

北海道議會議長 蒔田 余 吉

内閣總理大臣 農林大臣
北海道開發廳長官 經濟安定本部長官
資源部長官 各通
内閣特殊土じよう地帯對策審議會會長

意見案第八號

開拓委員長 宮北三七郎君提出

北海道における山麓及び丘陵地帯を急傾斜

地帯に指定方に關する意見書

北海道における左の山麓及び丘陵地帯を急傾斜地帯農業振興臨時措置法による區域に指定せられたい。

記

- 一、十勝岳山麓地域
- 二、羊蹄山山麓地域
- 三、上川北部丘陵地域
- 四、空知洪積丘陵地域

(理由)

北海道は、傾斜地帯が多く、傾斜度十五度以上の農地は、六萬二千町歩に及んでいゝるが、去る五月中旬以降數次の豪雨によりその被害は、洵に甚大なるものがあり、これら農地の侵蝕を防止し且つ保全を圖るため、今般制定の急傾斜地帯農業振興臨時措置法第二條に基づく地域として指定せられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により意見書として提出する。

北海道議會議長 蒔田 余 吉

内閣總理大臣 農林大臣
北海道開發廳長官 經濟安定本部長官
資源部長官 各通
農林省傾斜地帯農業振興對策審議會會長

意見案第九號

開拓委員長 宮北三七郎君提出

北海道の土地改良事業實施に關する意見書

昭和二十七年年度から積雪寒冷單作地帯振興費により實施されている北海道の土地改良に對する國の補助事業は昭和二十八年年度以降、従前通り北海道開發公共事業費により實施せられたい。

(理由)

北海道における土地改良事業は第一期殖植計畫を経て昭和十八年戰時態勢強化に呼應して土地改良五ヶ年計畫を樹立し、飛躍的な進展をみ、昭和二十三年度より公共事業費を以つて北海道總合開發計畫の一環として推進されてきたのであるが、本事業が昭和二十七年年度より積雪寒冷地帯單作豫算に組換えられたことは、廣大なる要改良面積を有する本道の土地改良事業の健全なる發展に影響をきたすものであり、元來積雪寒冷地帯單作振興豫算は、五ヶ年間豫定の暫定的なものであるため、本道總合開發の長期性より見て、土地改良事業の推進上支障となることが憂慮せられる。

依つて政府は食糧増産の重大使命を荷負う本道土地改良事業の實施を推進するため昭和二十八年年度以降は従前通り北海道開發公共事業費を以つて積極的に本事業を實施せられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により意見書として提出する。

北海道議會議長 蒔田 余 吉

内閣總理大臣 大藏大臣
農林大臣 經濟安定本部長官
北海道開發廳長官 官房長官 各通

意見案第十號

商工委員長 宮坂壽美雄君提出

警察豫備隊北海道駐在部隊の物資調達に

關する意見書

一、警察豫備隊地方部隊の土木、建築、鐵鋼線材用品及び一般所要物資は中央調達の方式に依つてゐるが、本道の産業振興を助成するため地方調達のできる措置を講

せられたい。

(理由)

警察豫備隊設置以來本道駐在部隊の土木、建築鐵鋼線材用品及び一般所要物資は現在大半中央調達方式をとられてはいるが、これ等物資中には本道生産品により調達できるものが相當あるので地方産業振興及び開發の促進を圖るため地方調達のできる措置を講ぜられるよう要望するものである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蒔田 余吉

大 城 大 池
警察豫備隊本部 長 官
衆議院 議員 長
參議院 議員 長
佐 藤 尚 武
林 原 惠 人
益 田 吉 夫
各 通

意見案第十一號

水産委員長 松平武一君提出

漁船建造並びに漁船ディーゼル化等資金融通に

關する臨時措置法制定に關する意見書

一、漁船建造並びに漁船機關のディーゼル化を促進するため資金融通に關する臨時措置法を急速に制定せられたい。

(理由)

本道在籍の木造動力漁船数は約八千隻に達しているが、その船令を見るに十五年以上の老朽船が約二千四百隻、總數の約三割を占め更に十年以上十五年未満が約二千五百隻、此の中には戦時中の管理不良と船腹不足による酷使のため船令に比しすでに老朽化するもの約六百隻總計三千隻の老朽船があつて、これらの漁船が風雪多き海上に危険を冒し漁業生産に従事している状況である。

従つてこれら代船を求めるとすればその建造費には約二十億圓の資金を必要とし現下逼迫せる漁家經濟にては到底これが建造は至難の事情にある。

又これら漁船の整備機關についても本道在籍動力漁船の約九割、七千隻は燒玉機關の整備であり、ディーゼル化が燃油節約に役立つこと明瞭なるもこれらの總べてをディーゼル化するには約五十三億圓の經費を必要とし、これについても資金難のため代船建造と同様換裝し得ぬ現況にある。

依つて漁業生産力の増強を期し且經營の合理化を圖らしめる方途として漁船建造並

びに漁船ディーゼル化等に對する資金融通に關する臨時措置法を急速に制定せられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蒔田 余吉

衆議院 議員 長
參議院 議員 長
水産委員長 官
各 通

意見案第十二號

衛生委員長 田 中 巖君提出

國立病院の地方移管に關する意見書

一、國立病院の地方移管は、本道の醫療機關の實情と窮迫している道財の實態更に廣汎な地域と開發途上にある本道の特殊事情に鑑み、これを取止め五ヶ所の國立病院は國營醫療機關として整備擴充されることが望ましいので格段の考慮を排れたい。

(理由)

今回政府が地方公共團體に移管を豫定している國立病院は地域廣大にして且つ開發關上にある北海道の場合窮迫している道財政と人口の増加に均衡しない貧弱な醫療機

殊に國立病院が戦後外地引揚者あるいは生活困窮者等を多數收容し社會福祉事業をも兼合せて運営され、且つ舊陸海軍病院から國民醫療機關としての轉換に伴い年々相當額を一般會計から國立病院會計へ繰入れ整備途上にある今日、財政窮乏にあえぐ道に移管されることなく、開發途上にある本道の醫療機關を補うため、國立病院として存續されるよう考慮されたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蒔田 余吉

衆議院 議員 長
參議院 議員 長
各 通

意見案第十三號

労働委員長 四十榮助三郎君提出

北海道勞災病院設置要望に關する意見書

一、北海道に勞災病院を速かに設置せられたい。

(理由)

政府におかれては、労働者災害補償のため、すでに、全国樞要地域に労災病院を設け、あるいは新設せんとしているが、本道においては労働基準法適用労働者の数及び労働災害の発生件数の極めて多い割合に、醫師や一般優良醫療施設の點においては本道の地理的経済的特殊性のために、全国各地に比し、非常に遜色があり、労働災害の発生時には、労働者も使用者も常に大なる不利不幸に陥っている實情である。依つてかゝる勞使の不利不幸を能うかぎり軽減解消し、又、すすんで本道産業開發促進のため、勞災醫療施設を早急に完備することの緊要なる事情に鑑み本道に勞災病院を速かに設置せられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により意見書として提出する。

北海道議會議長 蒔田 余吉

内閣總理大臣 勞働大臣
大藏大臣 厚生大臣
衆議院議長 參議院議長 各 通

意見案第十四號

土木委員長 宮津惇太郎君提出

道内民間定期航空路開設方に關する意見書

地域廣大な北海道の交通事情に鑑み道内樞要區間に民間定期航空路を速かに開設せられたい。

(理由)

戰後漸くにして國內定期航空路の開設が許可せられ、既に東京―札幌、東京―福岡に至る定期航空路が開設されていることは、我が國政治、經濟、文化の伸張に寄與するは勿論國民生活の上に明るい希望を與えるものとして遠く中央を離れる本道民にとつて大きな喜びの一つである。

然しながらわが北海道は廣範なる地域を有し、獨立日本の寶庫としてその發展に多大なる期待がかけられているのであるが、反面比較的交通に恵まれず、文化の恩恵にも浴することの少ない特殊事情下にあり、それがため地方産業の開發、政治、文化の向上等に幾多の隘路を持つてゐる現状にある。

今ここにローカルラインとしての本道樞要區間に民間定期航空路を開設されるにおいては北海道綜合開發と將又道民生活上重大な意義を持つものである。

よつて道内における樞要區間に民間定期航空路の速かなる開設が實現するよう格別

の措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蒔田 余吉

内閣總理大臣
航空廳長
運輸大臣
衆議院議長
參議院議長 各 通

意見案第十五號

總務委員長 西田信一君提出

石炭手当及び寒冷地手当に對する免税措置 立法化に關する意見書

一、國家公務員に對する石炭手当及び寒冷地手当の支給に關する法律に所得税法第六條による非課税所得の特別法として次の趣旨を規定化せられたい。

非課税の限度

この法律により支給する石炭手当支給額及び寒冷地手当支給額は所得税の課税標準としない。

この法律に準じて支給する地方公務員の石炭手当及び寒冷地手当についても同様とする。

(理由)

石炭手当及び寒冷地手当は、國家公務員に對する寒冷地手当及び石炭手当支給に關する法律によつて支給せられているが、この制度の本旨は地域的な氣象條件の差によつて當然生ずる冬期若しくはその準備期間において生ずる生計費の増加を給與の面で調整しようとするものであるにもかかわらず、この特殊手当に對しても支給にあつては所得税法第三十八條第一項第七號を適用し、源泉において税額を控除される結果この制度設定の本質にそぐわない實態にあるので、石炭手当及び寒冷地手当の支給にあつては、人事院勸告に基づいて定める支給額の金額を限度に所得税を課さないよう、前記の立法措置を講ぜられたい。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蒔田 余吉

内閣總理大臣 地方自治廳長
大藏大臣 參議院議長
人事院總裁 衆議院議長 各 通

北海道大學理學部に地球物理學科新設に 關する意見書

一、天災地變による災害対策とこれが基礎的調査研究並びに技術者の養成を圖るため
北海道大學理學部に地球物理學科を新設せられたい。

(理由)

北海道においては今年十勝沖に發生した大地震を始め、活火山、温泉、大河川、湖沼等、地球物理學の對象となる問題が山積しており、これに伴う災害も決して少なくない實情である。そのうち特に河川は原始狀態のまま放置されている關係上洪水による被害も多くその他周期的冷害海霧等による被害もまた甚大である。従つてこれら災害防止対策は喫緊の要事であるが、北海道における唯一の総合大學たる北海道大學には未だ風土に關する地球物理學的的研究機關並びに教育機關がほとんどない現況にあるのでこれらの災害対策に關する調査研究並びに技術者の養成を圖る機關として北海道大學理學部に地球物理學科を速かに設置せられんことを強く要望する。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

文部大臣
建設大臣
大藏大臣
各通
衆議院議長
院議長

豫算特別委員會委員長報告

私は過般設置せられました豫算特別委員會の委員長といたしまして、ここに委員會における審査の經過及び結果の概要について御報告申し上げる機會を得ましたことはまことに光榮と存するものであります。

本委員會に付託されました案件は議案第一號乃至第十二號、第三十九號第四十七號及び第四十八號の豫算關係十五案件でありまして、去る四日委員會が設置せられるや翌五日正、副委員長の互選を行ひたことに審議を開始したのであります。

まず審議の方法といたしましては付託議案を各部所管ごとに行ふこととし、最初に總務部、次に教育委員會次に民生部、労働部、經濟部、農地部の四部次に商工部、水

産部、開拓部、林務部の四部最後に土木部、建築部、衛生部の三部に五分し、順次その所管事項について質疑を行つた次第であります。

この間委員各位は異常なる努力としかも熱心に道政各般の具體的諸問題について理事者側との間にあらゆる角度から熱烈なる論議を展開し、同日中の一應の質疑は終了いたしましたのであります。付託案件の重要性和審議の經過にかんがみ、さらに昨日七日委員會を開催熟議いたしました結果、論議の焦點となつた重要事項について七名からなる小委員會を設け、検討を加へました結果、御手許に配布の報告書の通りの結論を得るに至つたのであります。今本委員會審議のあとを顧みますると今次提案せられました。昭和二十七年追加更正豫算等は繰越金並びに平衡交付金及び國庫支出金を見合とする繰越事業とその他緊要な若干の事業に對する補正豫算等が主なるものよりうではあります。詳細に検討しまするとその内容において特色を有するものを含んでおるのであります。一例を擧ぐれば職員研修費のように條例制定と同時に豫算措置がなされなければならぬにもかかわらず、既定豫算より一時流用し、他日財源の見出しを得てこれが措置をなさんとするもの、また當然當初豫算等に計上さるべしと思われる聴舍増築及び議事堂仕上工事費を今次追加豫算に編成したるがごときでありまして、これらはいずれも論議の重點となつたものであります。

しかして本豫算案を廻り論議されました諸點について概要を申し上げますならば、總豫算に占むる教育費豫算の比率と教職員に對する地域給、僻地手當均衡の問題、二校併用しつある高等學校の獨立校としての對策方針、町村會館設置助成の内容、海區調整委員選舉費の問題、道廳廳舎の増築及び利用計畫、道立高校移管と防火設備、スピード・スケート世界選手權大會施設費及び運営費の道及び札幌市との負擔區分と財源の見通し、民生經濟兩部長歐米視察の内容、保育所増設による町村負擔の問題、道費投入による産業開發狀況、澱粉の生産費軽減対策、留萌燃料化學工業試驗場賣却に伴う移築と試験効果の問題、海産物取引所に對する方針と價格對策、漁業取締船の配置狀況と水産資源の調査、北大應用科學科擴充協力會補助金の問題等現下道政の諸問題等について活潑な論議が行われ、その間總體的に豫算の施行に當つては税制改正等による歳入の狀況を勘案するとともに、經費の効率化を圖つて健全財政を確立し、道政の運営に遺憾なきを期すべしとの意見が強く述べられた次第であります。

かくして本委員會論議の重點について小委員會を設け検討の結果各案件とも原案の通り可決するが、次の諸點については理事者に一段の努力を要望することに意見の一致をみた次第であります。すなわち第一に職員の研究費については、行政事務の複雑

化、専門化の現況にかんがみ、所要の経費を支出して研修を行わせることは適當と認めるが、これが豫算措置を行わないことは遺憾であるから爾今かかる豫算措置は同時に行うよう留意すること。

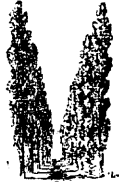
第二に、燃料化學工業試験費については、試験施設を留圃から琴似本場に移すことはやむを得ないが、運営の完壁を圖り、所期の試験効果を十分擧げ得るよう措置すること。

第三に、北大工學部應用化學科擴充協力會補助金については經費總額一千三十九萬圓中關係有力團體より四百四十四萬圓、地元札幌市五十萬圓、部内豫算經理により二百九十五萬圓を求め不足分二百五十萬圓を道の補助に仰がんとするものであり、道は右の寄附その他の見通しを得てから補助金支出をなすべきこと。

第四に、道廳廳舎増築並びに議事堂任上工事費については、財源を道有林積立金に仰いでいるが、森林収入は森林に還元する基本理念は將來とも保持するとともにかかる財源は經濟的效果のより緊要な面に使用するよう一層努力すべきこと。

第五に、教職員等の僻地手當は給與條例において制度化せらるるであらうが、その制定に當つては僻地勤務者の恵まれない現況を十分考慮し、遺憾なきを期すること。

以上小委員會の決定が本委員會においてもその通り承認せられ、ここに付託案件は全部原案の通り可決することに滿場一致をもつて決定した次第であります。これをもつて本委員會における審査の経過及び結果の概要について報告を終る次第であります。



常任委員會

議會運營委員會

○七月一日 午後零時五十分、議長室において開議。

一、土木委員長より意見案第五號が提案されるので本日上提議決すること。

二、代表質問は、二瓶議員（協同）、井野議員（社）、大久保議員（民）、若林議員（道政）の順にて行うこと。

三、本日は代表質問を行い散會すること。

午後零時五十七分休憩、午後六時十五分委員會再開は定數を欠き自然流會となる。

○七月二日 午前十一時十五分、議長室において開議。

一、労働委員長より、第一回定例会に提出のあつた意見案第十四號（破壊活動防止法案制定）に關する意見書の審査結果について報告があつた。

なお本件について西村委員（社）、山内委員（勞）より少數意見の報告書提出について報告。

二、農政委員長より、意見案第六號が提案されるので本日上提、議決すること。

三、昨日通告のあつた岡林議員（社）、塚田議員（勞）の緊急質問は本日撤回された。

四、本日の緊急質問は、田呂議員（協同）種馬鈴薯問題について、林議員（民）、武佐中學問題について、桑野議員（自）、民主主義防衛研究會問題について、川人議員（道政）、夏季手當について、吉田（豊）議員（自）、公務員の金錢授受について、坂東（浩）議員（公）戦病死者遺家族救済について

の順序によること。

五、本日の本會議は午後一時開議、本會議の休憩については議長に一任すること。

午前十一時四十分休憩、午後三時四十五分再開。

六、緊急質問は川人議員（道政）吉田（豊）議員（自）坂東（浩）議員（公）となつた。

七、意見案第十四號を先議すること、緊急質問をその前に行うことについて意見がわかれ、更に同案について討論を行うか否かについて黨議員會に諮るため、一旦休憩、午後四時三十五分再開したが、結論に至らず午後五時四十五分休憩、午後五時五十分再開。

八、緊急質問を行い休憩すること。ただちに本會議再開を了承、午後五時一分休憩。その後委員會再開に至らず自然流會となる。

○七月三日 午後二時四十分議長室において開議。

ただちに本會議開議、時間延長をなすことに決定、午後二時四十一分休憩、午後五時十三分再開。

種々な事情からこれからの議事を進めることは困難につき、本日は本會議再開散會することに決し、午後五時三十分散會。

○七月四日 午後二時十五分、議長室において開議。

一、西田（正）議員（民）の緊急質問の通告は撤回、一般質問及び緊急質問の通告は全部撤回された旨報告。

二、本日の本會議の議事を決定、なお議案第五十八號及び第五十九號は知事の提案説明を聞いた後、第五十八號は各黨で協議の上適當議決する。又第五十九號は總務委員會に付託すること。

三、豫算特別委員會を設置し、定数は十五名とし、自由五、協同三、社會二、民主二、公正一、道政一、勞農一とすること。

午後二時四十五分休憩、午後四時二十分再開。

四、本會議再開後の議事を決定、なお會期は八日まで三日間延長を決定。

五、電源開發策特別委員會の設置について了承、明日の本會議まで各黨

からの委員を決定すること。

六、本日の本會議は午後四時四十分より開議することに決し、午後四時三十一分散會。

○七月五日 午後二時、議長室において開議。

一、電源開發策特別委員會設置に關する決議案は議運委員全員提出とし、趣旨辯明は省略、朗讀することに決定。

二、請願及び陳情審査の件は一括して行うこと。

三、七月七日は休會すること、本日の本會議は午後二時四十分開議すること。午後二時二十五分散會。

○七月八日 午後一時二十八分、議長室において開議。

一、本日の議事日程を報告し、本日知事より議案第六十號の提案あり、なお新川議員（勞）より職員（給與水準について、吉田（豊）議員（自）より外國出張調査の囑託及び道政一般について緊急質問の通告があり、また知事よりも本會議の劈頭に發言したい申入れがある旨を報告、結局日程の順序は知事の發言、新川議員、吉田（豊）議員の緊急質問、終つて休憩とし、議運再開のこと、本會議は午後二時二十分再開に決し午後二時七分休憩。

二、午後四時十分再開、再開後の議事日程を報告、議案第六十號は提案説明及び委員會審査を省略して即決すること。

三、教育委員の選舉については第三回定例道議會まで延期すること。

四、開發審議會委員會において、六月三十日に工業編の結論を得たので、總會に諮ることについては、各黨に委員より報告する程度にしたいが、その點議運に諮り決定されたい旨の意見があるのでこれを諮り、そのことに決定。

五、決議案第六號及び第七號はこれに限り全員提出の形とすること。

六、本會議は午後四時五十分開議に決し、午後四時三十分散會。

總務委員會

○七月四日 午前十一時三十分、第二委員室において開議、西田(信)委員長(自)千島列島復歸、並びに齒舞諸島及び色丹島返還懇請決議案を議題に供し、案文の検討を求めた。これに對し、塚田委員(勞)より決議案の提出先及び友好各國云々についての見解を質し林委員(民)より意見があつたが、西田委員長は、本件については井川副議長の説明を待つて後刻審議する旨を告げ、電源開發特別委員會設置問題を議題に供し、特別委員會設置についての経緯について説明、太田(社)高田(社)齋藤(道政)各委員より賛成の意見あり、西田委員長、電源開發特別委員會設置については、全員賛成であるのをそのように決する旨を述べ、ついで先刻一時保留した決議案に對する塚田委員(勞)の質問に對し、井川副議長より説明があり、西田委員長、本件については各黨一名よりなる起草委員を擧げて案文作成してはどうかと諮り、そのことに決し、起草委員に桑野(自)林(民)糸川(協同)中野(社)齋藤(道政)塚田(勞)の六委員を決定、ついで上川村長より町制施行について陳情を聴取、上川村の町制施行については、先に陳情があつた東旭川村の分を含めて現地調査をすることを決定、午後一時三十分散會。

○七月七日 午後二時四十分、第二委員室において開議、冒頭室蘭工大建築費補助について、同學長より、夜間勤務手當一割支給について、高教組書記長より陳情を聴取、引續き付託議案及び請願陳情の審議を行い、議案第十五號及び第十六號、第二十六號、同第三十四號、同第四十四號乃至第四十六號、第五十一號第五十二號、第五十七號は原案可決、請願第六十號は採擇、第三百三十三號、第三百七十四號、第三百八十二號は保留、陳情第三百二十八號、第四百十九號、第五百十號、第八十八號、第九十七號は採擇、第三百三十號乃至第三百三十三號、第三百八十九號乃至第九十一號、第九十六號、第九十八號は保留に決した。

ついで北大理學部地球物理學科設置並びに石炭寒冷地手當に對する免稅に關する意見案提出について諮り、異議なく決定、案文は委員長一任に決し、午後四時二十分散會。

○七月八日 午前十一時四十分、第二委員室において開議、追加議案第六十號について提案前説明を聴取、ついで電源開發本部の豫算要求について説明を聴取、ついで千島列島復歸懇請決議案並びに齒舞、諸島及び色丹返還懇請決議案提出について諮り、案文起草委員一任と決定、次に昨年調島春保留になつていた陳情第二百四十八號(豊富村字有明部落を稚内市に編入の件)を諮り、本件は本廳の基本調査が終り次第に委員會調査を施行することに決定、次に上川村、東旭川村町制施行調査派遣委員に林(民)塚田(勞)齋藤(道政)糸川(協同)安達(自)中野(社)各委員を決定。次に議案第五十三號を議題に供し、齋藤(道政)塚田(勞)吉田(定)(協同)林(民)原案賛成、畑野(自)伊藤(自)否決(但しいずれも少敷意見保留せず)西田委員長(自)改めてそれを諮り、原案可決と決定、午後二時十分散會。

○七月八日 午後六時三十分、第一委員室において開議、今議會議決の本委員會提出の意見案その他に關する上京委員の派遣について諮り、高田(社)桑野(自)委員、期間は七月十六日より十三日間と決定、午後七時散會。

文教委員會

○七月七日 午後四時四十分、第二委員室において開議、糸川委員長(協同)付託議案及び請願陳情の審査を行う旨を述べて審査にあり、議案第十三號、第十四號は原案可決、同第五十四號は黨會議に諮る必要があるので明八日に審議することとし、また本案増額修正に決した場合の豫算操作について教育委員會の意向をただし、さらに僻地手當の増額について質疑應答の後、午後五時二十五分散會。

○七月八日 午後零時五十分、第二委員室において開議、昨日に引續き付託議案及び請願、陳情の審査にあり、まず議案第五十四號を議題に供し、桑野委員(自)より増額修正について、道當局及び人事委員會の意見をただし、總務部長より答辯、ついで高田(社)安達(自)委員より小、中學

校の僻地手當と本案の夜間手當との關係について意見があつたが、桑野委員より發言のあつた。人事委員會の意見をきくため暫時休憩、午後二時二十分再開、糸川委員長（協同）より、正副委員長と人事委員會委員長との意見の結果について報告、高田（社）西田（信）（自）委員より意見あり、議案第五十四號は原案百分の五を、百分の十に修正可決とし、委員長報告には僻すう地手當増額についても早急實現するよう要望することに決した。

ついで請願、陳情の審査にあり、請願第七十五號、第九十四號、第百六十一號は採擇、同第百四十八號、第百七十二號は保留、同第百四十九號は不採擇に決し、陳情第五十八號第百二十七號、第百四十八號、第百六十八號、第百九十三號は採擇、同第百二十六號、第百五十一號、第百九十四號は保留に決し、午後二時五十分散會。

○七月九日 午前十一時五十分、第一委員室において開議、文教關係について中央折衝委員及び利禮方面の離島の教育狀況視察について諮り、上京委員には糸川委員長（協同）林副委員長（民）中山委員（民）を決定、離島方面は十日位の豫定に決した。ついで武佐中學のその後の狀況、及び國體についての狀況を聴取、また教育委員會の人員機構の問題については適當の機會に懇談することを決定し、午後一時三十分散會。

水産委員會

○七月一日 午前十時五十五分、第二委員室において開議、水産部長より北洋出漁の現況について報告、ついで村山委員（民）より、北洋漁業の再開によつて本道沿岸漁業に及ぼす影響について、新川委員（勞）より漁獲第一船が東京市場にこれを出した點及び冷凍母船の考え方について、金澤委員（自）より北洋漁業に對する道貸付金の回收見通し及び明年度出漁の腹がまえについて、大澤委員（自）より漁區擴張に對する許可の見通しについて質疑及び意見があり、水産部長より答辯があつて、請願陳情の審査にあり、請願第百三十八號は採擇、陳情第百三十六號、第百七十九號、

第百八十二號、第百八十三號、第百八十五號、第百八十六號は採擇、同第百六十五號は條件付採擇、同第百八十號は採擇の上、これを決議案又は意見案として提出すること。又第百八十一號は採擇の上、意見案として提出すること。第百八十四號は保留、第百三十五號は不採擇に決し、午後一時十分散會。

○七月五日 午前十時三十分、第二委員室において開議、先般委員會において決定した、内地機船底曳船の入會反對に關する決議案、並びに漁船建造及びデージェル化に對する融資法制定、要望に關する意見案の案文を諮つて決定これに關連する實行面の問題について松平委員長（自）濱森（道政）棚川（協同）各委員より意見があつた。ついで室蘭水族館工事の進捗狀況視察について諮り、金澤（自）棚川（協同）三浦（協同）の三委員を決定、又水族館の館長任命について沖野委員（公）より意見があつて午前十一時散會。

民生委員會

○七月五日 午前十一時十分、第二委員室において開議付託議案の審査にあり、議案第十八號第十九號は原案可決に決し、ついで過般委員會において決定した戦犯者慰問文については議長と話し合ひの結果について本多委員長（協同）より報告があつた後請願、陳情の審査にあり、請願第百五十七號は保留、第百六十五號は不採擇に決し、陳情第百三十七號第百三十八號第百四十號第百四十一號第百九十二號は採擇、同第百三十九號は保留に決した。

次に遺族國庫債券資金化要綱について民生部長より説明あり、濱森委員（道政）より資金化について質疑、應答があつて、委員長より委員會としても協力することを諮り、異議なくそのことに決し、次に委員長より今議會において決定した意見書決議等要望のため上京委員の選任について諮り、委員長一任に決し、午後零時五十分散會。

農政委員會

○七月一日 午前十一時、第一委員會において開議、高橋小委員長主任（社）より小委員會の経過及び結論としての對策については、意見案として提案されたい旨を報告、二瓶（協同）舟木（社）平野（自）委員より意見があり、高橋（社）委員より意見案文中修正について發言、宮本委員長（協同）よりこれを諮り、一部修正の上本會議上提のことに決した。ついで瀧川種羊場用地開放問題について、道農地委に善處方申入れた結果、現地調査を行うことになつたので、七月八日に立會をなすことに決定。次に農地部長より駐留軍並びに警察隊演習地接收状況について説明あり、委員會としてさらに研究のこととし、午後零時三十分散會。

○七月二日 午前十一時、第一委員會室において協議會を開議、宮本委員長（協同）より緊急協議會開會の経緯を述べ、瀧川種羊場長より、種羊場用地の開放問題について経過を説明、ついで北海道種馬鈴しよ生産販賣取締條例案について經濟部長の説明を聴取、提案を了承、散會。

○七月四日 午後零時三十分、第三委員會室において小委員會を開議、高橋（社）主査より、風、霜雨雪復舊資金の措置状況について報告併せて、今後の措置について諮り、若林（道政）平野（公）天谷（協同）委員より意見あり、結局若林委員の意見の通り、風霜雨雪對策については意見案も議決せられたことでもあるから、これに關する具體的計畫を執行部から提出せしめて、それによつて行動すること、また住宅災害農家に對しては、道有林、國有林原木の拂下げ措置を講ぜしめることとし、午後一時三十分散會。

○七月四日 午前十一時十分、第三委員會室において開議、宮本（協同）委員長より、電源開發に關する特別委員會設置について諮り、高橋（社）朝倉（自）兒玉（自）若林（道政）委員より質疑及び意見の發表があり、これを設置することに決し、午後零時十分散會。

○七月五日 午前十一時、第三委員會室において開議、付託議案及び請願、陳情の審査に依り、議案第三十號乃至第三十二號第三十六號、第五十五號、

第五十六號、第五十九號を逐次議題に供し質疑、應答の後、何れも原案可決、次に請願第三十三號、第百十三號、第百十四號、第百三十九號乃至第百四十一號第百六十二號は採擇、同第百十二號は保留に決定、陳情第十二號第六十九號第九十六號第百五十四號乃至第百五十六號、第百六十九號は採擇、同第百五十三號は保留、同第百五十四號は不採擇に決定。
次に風霜雨雪對策につき中央折衝委員について諮り委員長一任に決し、午後一時散會。

○七月二十二日 午前十一時二十分、議長室において開議、若林委員（道政）より瀧川種羊場用地實地調査の状況について報告、なほ種羊場の用地開放の要求は認め難き旨の意見を述べ、又高橋（社）秋山副委員長（協同）平野（公）天谷（協同）の各委員よりも用地の解放に不賛成なる旨の意見があつた後、秋山副委員長より明日開會される農政委員會において最後の決定がなされるので道農委よりも合同協議の形で意見を聴きたいとの申し入れもあり、副委員長外、立原（自）舟木（社）朝倉（自）井川（民）の各委員を小委員に指名したいと諮り、異議なくそのことに決し意見文案委員長一任に決して、午後二時散會。

「付記」

七月二十九日午後一時四十分より、議長室において、小委員及び道農委員の合同協議會を開催の結果、早急圓滿なる解決を圖るため共同調査を行うことに決定した。

○七月二十二日 午後二時三十分、議長室において小委員會を開議、高橋主査（社）より強風、霜、雨による災害復舊要望のため中央關係機關に折衝について諮り、二十六日東京事務所集合を申合せて、午後三時二十分散會。

衛生委員會

○七月五日 午後一時四十分、第三委員會室において開議、付託議案、請願及び陳情の審査に依り議案第二十號乃至第二十四號は逐次各案について

質疑應答の後、何れも原案可決に決し一旦休憩、午後二時五十五分再開、請願、陳情の審査にあり、請願第百四號、第七十八號、第百二十三號、第百五十八號、第百六十八號、第百六十九號、第百八十號は採擇、同第百四號、第百六號は保留、陳情第百三號第百四十三號、第百五十二號は何れも採擇に決定、ついで國立病院の地方移管に關する意見案を議題に供し、案文朗讀原文の通り決定、併せて同趣旨の陳情第百七十八號は採擇、請願第七號も同趣旨ではあるが、提出者の身分關係（公務員の政治的活動）を考慮舟木委員（社）より撤回の申入れすることに決し午後四時散會。

○七月八日 午後三時、第一委員室において開議、田中委員長（自）北海製薬の再建問題を議題とし、まず兒玉委員（自）の同會社に對する個人的な調査の経過について説明を求め、同委員よりその内容について詳細説明あり、各委員より委員會としてもつと深くこれにタッチすべきや否やにつき意見が述べられ、小委員をあげて再建方針等について研究する案についても議論が分れたが、田中委員長より會社を買収する方針をたてるというのではなく、ただ現在の會社をどうすれば再建し得るかということが主眼である旨を述べて了承を求め、小委員會を設けることについて諮りそのことに決し、高橋（社）二瓶（協同）平野（公）和平（勞）若林（道政）の各委員を決定、ついで道北方面の衛生狀況調査の日程について諮り七月十一日より十九日まで、委員は若林（道政）立原（自）朝倉（自）和平（勞）天谷（協同）平野（公）舟木（社）秋山（協同）の八委員を決定、午後四時五十五分散會。

商工委員會

○七月四日 午前十一時三十分、第四委員室において開議、宮坂委員長（民）電源開發特別委員會設置について諮り、朝日委員（協俱）より一貫性ある電源開發を推進するため、商工、總務農政、土木各委員會の連絡調整を行う特別委員會設置の必要について關係委員長の見一致した旨の説明があり、三室（自）坂本（自）山内（勞）各委員これに賛成、これを諮

つてそのことに決定、ついで警察豫備隊地方駐在部隊の所要物資調達について商工部長より制度の内容について概要説明があり、四十榮委員（民）より建築營繕用品、一般所要物資の現地調達を行う措置を講ぜられたい意見案を提出してはどうかと發言、坂本（自）山内（勞）兩委員これに賛成、宮坂委員長、意見案提出について諮り、案文委員長一任としてそのことに決定、更に桶谷商工部長より旅客自動車運賃懇談會の模様と業者の見についてそれぞれ説明があつて、午後零時三十分散會。

○七月五日 午前十一時五十分、商工部長室において開議、宮坂委員長（民）付託議案並びに、請願、陳情の審査を議題に供し逐次審議に入り、先ず、議案第二十七號乃至第二十九號は原案可決、議案第三十七號（北海道工業誘致條例制定の件）については審議會設置に關して、山内委員（勞）武田委員（協同）坂本委員（自）佐藤委員（協同）より質疑があり、桶谷商工部長より答辯あつて、一旦休憩、午後零時四十八分再開、議案第三十七號は原案可決に決し、議案第四十三號は原案可決、ついで交易觀光課長より警察豫備隊の物資調達制度について説明、宮坂委員長、警察豫備隊北海道駐在部隊の物資調達に關する意見書案文を諮つてそれを決定、請願及び陳情の審査に入り、請願第百八十一號は保留、陳情第百四十七號は保留、陳情第百五十七號は採擇に決し、午後一時二十分散會。

○七月八日 午後零時四十五分、第四委員室において開議、付託請願の審査にあり、請願第百九十二號（瀧川化學既設火力發電設備存置並びに火力發電所創設の件）については、種々意見が交されたが、検討を要することとして、保留に決定、ついで警察豫備隊北海道駐在部隊の物資調達について中央に要望するため委員を派遣することについて諮り、宮坂委員長と三室委員（自）二名を七月十四日より十日間派遣することに決定、更に道東地方の商工事情視察について諮り、勞働事情視察と併せ、日程其の他は委員長一任に決して、午後一時五分散會。

勞働委員會

○七月一日 午後五時五十分、第二委員室において開議、四十榮委員長(民)意見案第十四號(破壊活動防止法案制定に關する意見書)について審議を行う旨を述べ、武田委員(協同)より修正動議撤回の申出があつたので、これを諮つて了承、山内委員(勞)より討論終結することについて動議提出、賛成あつて動議成立、委員長これを諮つて、討論終結に決し、引續き起立の方法をもつて採決にいきり、反對者の起立多數をもつて本案は否決に決定、山内(勞)西村(社)兩委員より少數意見の保留があつて午後五時五十分散會。

○七月二日 午後零時二十分、第四委員室において開議、四十榮委員長(民)意見案第十四號に關する委員會における審査の經過及び結果の報告並びに案文について説明、山内委員(勞)より意見中に「本道における軍備が擴大され平和の推進が阻止されるという」點を加えられた旨、要望があつたが各委員より意見があり、結局これは挿入しないこととして報告案文を決定午後零時三十五分散會。

○七月五日 午後一時二十五分、商工部長室において開議、付託請願の審査にいきり、請願第百八十三號は採擇に決しついで四十榮委員長(民)より北海道勞災病院設置要望に關する意見案提出について諮り、三室委員(自)より、設置場所、及び計畫について充分配意を要する旨の發言があり、委員長より答辨があつて後、本意見案提出に決定、午後一時四十五分散會。

○七月八日 午後一時十分、第四委員室において開議、付託請願の審査にいきり、請願第百八十四號は採擇に決し、ついで北海道勞災病院設置について中央に對し要望のため委員派遣を諮つた結果、西村(社)山内(勞)坂東(浩)(公)の三委員を七月十四日より十日間派遣することに決定、なお、道東地方の勞働事情視察を行うことについて諮り、商工事情視察と併せ、日程其の他を委員長一任と決し、午後一時三十分散會。

開拓委員會

○七月四日 午後二時二十五分、第二委員室において開議、宮北委員長

(協同)北海道における火山灰地帯を特殊土壤地帯に指定方に關する意見書、北海道の山麓及び丘陵地帯を急傾斜地帯に指定方に關する意見書、北海道の土地改良事業實施に關する意見書提出について諮り、異議なくそのことに決し、次に長沼町長都第一區開發計畫變更方に關する請願の件については、前回委員會の決定通り關係者に通知せる旨委員長より報告、次に開拓關係國費補正豫算折衝のため上京委員について諮り、宮北委員長(協同)岡林(社)村上(自)委員を決定、次に警察豫備隊演習用地及び米軍演習用地調査のため委員派遣について諮り、土橋(協同)堀山(自)鈴木(社)村上(自)岡林(社)田呂(協同)福島(自)委員を決定、午後三時五十九分散會。

○七月五日 午前十一時一分、開拓部長室において開議、付託議案の審査にいきり、議案第三十三號は原案可決、第四十二號は同意可決に決し、次に請願陳情の審査にいきり、請願第百四十三號、第百五十號、第百六十四號は採擇、陳情第百七十九號は採擇、同第百七十號、第百七十一號は保留に決し午前十一時五十三分散會。

林務委員會

○七月五日 午後二時十分、林務部長室において開議、林務議案及び請願陳情の審査にいきり、議案第十七號は原案可決、請願第百三十四號第百五十九號は採擇、同第百四十二號は保留、同第百六十三號は採擇に決定、陳情第百五十八號第百五十九號、第百六十三號は採擇、同第百四十六號、第百六十號、第百六十四號は保留、同第百四十五號第百七十二號は採擇に決した。ついで大久保副委員長(民)林務關係國費補正豫算折衝のため上京委員について諮り、大久保副委員長(民)池田(協同)吉田(豊)(自)委員を決定、午後二時三十六分散會。

土木委員會

○七月一日 午前十時三十五分、第四委員室において開議、冒頭道費河

川大野川改修工事施行の件、同河川支流砂防工事促進の件について、大野村長より、町村道富岡、赤川、桔梗、上磯線を準地方費道に昇格の件について鮎田村長より陳情を聴取後、過年度災害復舊工事に對する國庫負擔金増額に關する意見書提出について諮り異議なく決定、次に委員長より各般中央折衝問題、道内一般土木事情視察については本會期中に決定する旨を述べ、午前十一時十分散會。

○七月四日 午後一時二十五分、第四委員室において開議、中牧（自）副委員長より電源開發に關する特別委員會の設置について諮り、西田（正）（民）時田（道政）委員より賛成の意見あり全員異議なく設置することに決定午後一時三十五分散會。

○七月五日 午前十時四十五分、第四委員室において開議、付託議案及び請願陳情の審査にあり、議案第四十號、第四十一號は同意可決、請願第三百三十五號乃至第三百三十七號、第四百十六號、第五百一十一號乃至第五百四號、第五百六十六號、第七十號、第七十一號、第七十三號、第七十五號乃至第七十七號及び調査保留中であつた第四十號第四十二號、第五十五號、第八十八號、第九十八號乃至第一百十號第二百二十七號、第三百十號は採擇、同第五百五十五號第六十七號、第四十六號（保留中のもの）第二百二十九號（保留中のもの）は保留、同第四百十七號は不採擇、同第五百五十六號は水産委員會に付託替に決定、次に陳情第六號第七號、第一百十二號、第一百四號乃至第十六號、第一百十九號乃至第二百五號、第六十二號、第六十六號、第七十三號、第七十六號、第七十七號は採擇（内第二百二十二號は條件付、第六十六號については意見書を提出すること）同第八號乃至第十一號、第十三號、第十七號、第六十一號、第七十八號は保留、第十八號は取下に決定。

次に過年度災害復舊工事に對する國庫負擔金増額要請のため委員派遣について諮り、中牧（自）川人（道政）榊原（社）の三委員を決定、つぎに全國道路審議會委員決定と共に國道認定につき再度折衝のため委員派遣について諮り、宮津委員長（自）及び時田（道政）大竹（協同）委員を決定

ついで新保委員（公）より陳情の議會採擇に關連して地方費道昇格について發言があり、ついで札幌、稚内線の國道認定について沼田町長の陳情聴取、土木部次長より昭和二十八年北海道開發に關する經費概算額について説明を聴取し、午後零時三十四分散會。

○七月八日 午前十一時三十二分、第四委員室において開議、去る五日の委員會において提出に決定した。道内民間定期航空路開設方に關する意見書は本日の議會に提案したい旨を諮り、そのことに決し、午前十一時四十分散會。

○七月八日 午後三時、第四委員室において開議、本委員會に付託された苫小牧工業港修築促進に關する意見書案の扱い方について諮り、各委員より意見があつたが、委員會としては調査もしておらず、意見書提出の段階に至つていない旨を議長に報告することに決定した。ついで千歳町千歳川河川堤防敷地使用狀況視察について諮り、視察委員は後刻決定することとし午後三時二十五分散會。

建築委員會

○七月八日 午前十時二十分、第四委員室において開議、付託議案及び請願、陳情の審査にあり議案第二十五號は原案可決、請願第四百五號は採擇、同第四百十四號は農政委員會に付託替、陳情第五號は採擇に決した。ついで公營住宅建設割當折衝のため委員派遣について諮り、旭委員長（自）道下（協同）西田（正）（民）委員を決定、更に公營住宅起債折衝のため委員派遣について諮り、清水（自）笠井（協同）土山（公）委員を決定、午前十一時三十分散會。

特別委員會

豫算審査特別委員會

○七月五日 午前十一時三十分、第一委員室において開議、正副委員長

の選任について諮り、委員長は若林委員（道政）副委員長は二瓶委員（協同）に決した。ついで審査の順序を決定審査にあり、まず總務部所管を議題に供した。糸川委員（協同）より教育費豫算の總體比率について、沖野委員（公）より①東京事務所關係の敷地、公宅について、②町村會館の補助について、③北大設備補助について、④海區調整委員選舉費について、⑤道廳舍増築財源について、吉田（定）（協同）委員より無縁設置による經費の節約、利用状況について、二瓶委員（協同）より未開發促進調査費について、桑野委員（自）より、東京事務所稅務課設置、道廳舍増築の利用計畫について、宮坂委員（民）より、自動車の利用について西田（正）委員（民）より東京事務所の車の借上げについて質疑があり、それぞれ答辯があつて總務部を終り、教育委員會所管に移り、沖野委員より高校移管の本年度計畫、教職員の配置状況、學校の防火設備の状況、さらに二十七年度の教育事業についての方針をただし、高田委員（社）より、スピードスケート世界選手權大會の主催者及びその施設費、運営費について、塚田委員（勞）よりスケート連盟の二百六十萬圓の費途について質疑があり、應答の後民生部、労働部、經濟部、農地部に移り、糸川委員（協同）より民生部長、經濟部長の海外派遣について、塚田委員（勞）より保育所の設置について、桑野委員（自）より十勝沖地震によるその後の生業復舊の状況また農業經營に投下した道費の注入に對する見返りについて質疑、應答あつて、商工部、水産部、開拓部、林務部所管にあり、塚田委員（勞）より留萌化學工試の移設及び北洋漁業の見通しについて、伊藤委員（自）より本道の觀光の開発と宣傳について、桑野委員（自）より海産物取引所の強化について沖野委員（公）より漁業取締船の配置の状況、魚類の生棲状況調査について質疑があり、應答があつて、土木部、建築部、衛生部所管に移り、沖野委員より道廳舍増築、町村道補修に對する方針について、朝日委員（協同）より、開發局設置後の道の人員及び機械器具について質疑があり、答辯があつて若林委員長、付託案件の結論について諮つたが、七日までに意見をまとめることとし、午後六時三十分散會。

○七月七日 午前十一時四十五分、第二委員室において開議、沖野委員（公）より道廳舍の財源措置、職員研修費の豫算措置について、朝日委員（協同）西田（正）（民）沖野（公）各委員より留萌工試の問題について、塚田委員（勞）より、スピードスケート選手權大會準備費について、西田（信）（自）委員より三澤議員の歐州派遣費について、これに關連して、糸川委員（協同）より意見が述べられて質疑を終り、若林委員長（道政）より結論を出すについて諮り、小委員會を設けることに決し若林委員長、畑野（自）西田（正）（民）高田（社）二瓶（協同）塚田（勞）沖野（公）委員を決定、一旦休憩、午後一時より議長室において小委員會を開會、付託議案は全部原案可決とするも委員長報告に、五項目にわたる希望條項を特に挿入することに決し、午後五時三十分委員會再開、小委員會決定を諮つて異議なく、議案第一號乃至第十二號同第三十九號同第四十七號、第四十八號は原案可決し、午後五時四十五分散會。

○七月八日 午前十一時十分、第二委員室において開議、委員長報告案文を決定、同十一時二十分散會。

電源開發對策特別委員會

○七月七日 午後一時、第四委員室において開議、正、副委員長の選任について諮り、委員長は西田（信）（自）委員、副委員長は宮坂（民）委員に決定。午後一時四十分散會。

○七月八日 午後三時三十分、第四委員室において開議、西田（信）委員長（自）より、電源開發調査費、専門職員等につき、知事及び議長に會見の結果について報告ついで電源開發促進要望決議案について諮り、異議なくこれを決定、電力協議會との關連については適當な方途を講ずることとし、午後四時十分散會。

○七月九日 午前十一時二十分、第四委員室において開議、冒頭日高東寶電化株式會社社長より陳情を聴取、これに關連して質疑應答の後、まず道の電源開發本部の計畫について説明を聴取、桑野委員（自）より各地か

らの電源開發の陳情層雲峽の發電計畫、十勝川の電源開發等について質疑があり、應答の後、商工部の計畫について説明を聴取。道の電源開發の現状は國、道營、北電自家用と各種の計畫が錯綜してゐるので、まずこれを總合した一本の大きな計畫を作つて、それぞれの方向に進む必要があり、今後理事者、議會、開發局をはじめ各機關は充分なる連絡協調のもとに、計畫を打ち出すべき旨の意見が三室(自)時田(道政)桑野(自)坂東(浩)(公)兒玉(自)の各委員より發表された。ついで電源開發促進法の成立に伴ひ至急上京關係方面に折衝の要ある旨を諮り派遣委員その他は正副委員長一任に決し午後三時五分散會。

○七月十日 午前十一時三十七分、議長室において開議、西田(信)委員長(自)より北電永田副社長に對し本委員會設置の経緯について説明した後、北電の電源開發計畫につき説明を聴取、各委員と北電及び道關係者の間に質疑應答が約一時間半にわたつて行われ、一旦休憩午後一時二十五分再開、小水力發電問題について、三室(自)宮坂(民)委員と經濟部長工務課長との間に質疑應答があつた。なお電源開發折衝上京委員は西田(信)委員長、宮本(協同)委員及び都合がつけば兒玉委員を加えることに決定して午後二時二十分散會。

北海道議會開發審議會

○七月一日 午後零時五十分、第四委員室において小委員會を開議、武田主査(協同)より「第五章北海道工業の將來、第三節對策」について事務局の整理ができたので、今明日中に結論を出したい旨を諮り、一同異議なく本會議開議のため一日休憩午後三時五分再開したが、明日午前九時より開會することとしたに散會。

○七月二日 午前九時五十五分、第四委員室において小委員會を開議、昨日に引續き工業計畫第五章第三節の「對策」について質疑にり、窪田委員(公)より鐵道建築線工業港について大久保委員(民)より石狩工業港及び交通の整備強化、泥炭の研究火山灰の研究について、若林委員(道政)

より青函トンネルの問題天然ガスの積極的措置について、西田(信)委員(自)より企業環境と國稅對策、日本海方面の復線航路、電源開發、北海道開發金庫、工業教育の振興等について意見及び質疑があつて午後零時二十分散會。

○七月三日 午前十時三十八分、第四委員室において小委員會を開議、昨日に引續き審議にり、西田(信)委員(自)より寒地住宅の對策について、苫小牧勇拂地方の工業用水の問題について意見あり、さらに若林(道政)西田(信)(自)委員より字句の修正についてそれぞれ發言があつた後、武田主査(協同)より今まで論議された事項について開發計畫推進の主旨に合致するよう修正する旨を諮つてそのことに決した。なお苫小牧工業港については小委員會決定として「苫小牧を中心とした勇拂工業地帯の造成については、さきの北海道開發廳及び港灣協會の計畫に基づいて議會として關係方面に對しその善處方を方を要望すべきである」旨を報告することにして午後零時三十五分散會。

○七月四日 午前十一時五十分第一委員室において常任委員會開議、武田會長の挨拶について、武田小委員會主査(協同)より北海道總合開發工業計畫に對する小委員會の審議の経過を報告、福島委員(自)より他の委員が開會されているため本日委員の出席が少いので、次回の委員會で審議しては如何と發言あり、そのことに決し、昭和二十八年年度公共事業費及び産業經濟費に關する要求資料について道開發計畫課長より説明を聴取、午後一時五十分散會。

○七月七日 午後二時、第一委員室において常任委員會を開議、去る四日の小委員會報告に基づく修正案について諮り全員異議なく小委員會修正案どおり決定、なお林委員(民)の發言により總會開催を省略、各常任委員より所屬黨各議員に對し修正案を説明、承認を求めるところに決し、午後二時三十分散會。

請願・陳情

第二回定例道議會において、各常任委員会に付託された、請願陳情並びに審査の結果はつぎのとおりである。

文書 表 番 號	件名	請願者	付託 委員 會名	結 果 の 審 査 の 果
108	町村道遠軽、鴻之舞間道路を準地方費道昇格の件	遠軽町長	土木	採擇
109	町村道佐呂間村字床丹、中佐呂間間を準地方費道昇格の件	佐呂間村長 外一名	同	同
110	町村道上渚滑驛前より準地方費道網走瀧上線及上渚滑丸瀬布線に結ぶ道路を準地方費道昇格の件	上渚滑村長	同	同
113	北海道農業共済組合連合會事業不足金の補償対策の件	農業共済組合連合會會長	農政	同
114	馬鈴薯耕作及び澱粉工業保持の件	北海道指導連誼會會長	同	同
116	建材ブロック運賃等級引下げ方の件	北海道ブロック住宅協會會長	商工	同
123	國立名寄結核療養所に對し道費助成の件	名寄町長	衛生	同
124	惠庭町所在町村道盤尻線改良工事に對し補助の件	惠庭町長 外一名	土木	同
125	惠庭町所在町村道漁川沿線切替新設工事に對し補助の件	同	同	同
127	元國道二十八號線(現市町村道)の準地方費道昇格の件	岩見澤市長 外二名	同	同
130	町村道遠軽、苗露間道路を準地方費道昇格の件	遠軽町長 外四名	同	同
133	遠別川水系を利用し道營水力發電所設置の件	遠別町長 外一名	總務	同

134	山火対策の件	八雲町長	林務	採擇
135	静内港築設の件	静内町長	土木	同
136	上磯漁港の整備計畫實施の件	上磯町長	同	同
137	準地方費道一六四號線中砂川町上砂川町間舗装改良工事施行の件	上砂川町長 外一名	同	同
138	香深村内路港を漁港に指定の件	香深村長 外一名	水産	同
139	江部乙町に道立園藝試驗場設置の件	江部乙町長 外四名	農政	同
140	風害による營農救済対策の件	森町長 外五名	同	同
141	降雨による農作物被害に對する救済対策の件	富良野町長 外三名	同	同
142	耕土流亡植林対策の件	同	林務	同
143	傾斜地における農道改修対策の件	同	開拓	採擇
144	住宅災害に對する長期總貸の件	同	建築	同
145	金礦公庫特種による農漁村寒地住宅建設相當の件	廣尾町長 外一名	同	採擇
146	町村道羽幌遠別線の地方費道昇格について	羽幌町長 外一名	土木	同
147	札幌、小樽間國道四號線定山溪間を地方費道に編入の件	小樽市長 外一名	同	不採擇
148	世界スピードスケート選手權大會施設費に對し道費補助の件	札幌市長	文教	同
149	アイヌ民族の考古館建設に對し道費補助の件	白老村長	同	不採擇

165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150
民生部所管の母子衛生事務を衛生部移管の件	高農堰堤工事並びに隧道工事に對し道費補助の件	忠類町中當敷地區所在道有林を開拓地として開放の件	澁粉モデル工場建設資金の一部相當額繰減貸與並びに豫算措置の件	北海道札幌伏見高等學校々舎改築完成方の件	石炭手當及び寒冷地手當に對する免稅の件(三件)	山火被害地に對する復舊對策の件	芦別町に瀧川保健所支所設置の件	國民健康保險醫療給付費に對する道費補助並に國保事業指導陣強化の件	町村道下沼一音類間(一二キロ)改良工事施行の件	町村道幌延一南澤線改修工事繼續施行の件	町村道幌延ツブシ線幌延雄信内閣改良補修工事施行の件	増毛町岩老に簡易工事による船入湖築設の件	穂別村字稻里と夕張市登川を結ぶ路線新設改良の件	室蘭港澁石炭積卸施設増強の件	南尻別村・田開拓團災害復興に關する件
北海道保健運營業協會連合會長	池田土地改良區理事長	忠類村長	西網走農協理事長	札幌伏見高校校長 札幌伏見農協理事長	北海道全官公廳代理組協議會議長	落部外八名長	芦別町長	北海道國保團體連合會議事長	同 外一名	同	幌延村長	増毛外二名長	穂別村長	室蘭外二名長	秋田開拓團長
民生	開拓	林務	農政	文教	總務	林務	衛生	民生	同	同	同	土木	同	土木	開拓
不採撰	採撰	不採撰	同	同	同	同	採撰			同	同	同	同	同	採撰

181	180	179	178	177	176	175	174	173	172	171	170	169	168	167	166
道内商社の愛護活用措置に關する件	市立札幌病院に傳染病棟併設方の件	江別町字美原開拓區を軌道客土地區に擴張の件	國立旭川病院を存置し整備擴充の件	準地方費道輪厚一栗山線間補修工事施行の件	準地方費道若見澤一幌向線補修工事施行の件	準地方費道江別、長沼線改良並に補修工事施行の件	堰堤築造及び發電所建設の實現促進の件	道費河川幾春別川護岸欠壞復舊防災工事施行の件	北海道稚内商業高等學校設置の件	町村道東二線中斜里驛より川上九號間を準地方費道斜里川湯線に路線變更の件	夕張市眞谷地市街大真橋復舊に對し道費補助の件	夕張市立傳染病院建築に對し補助の件	東島牧村に道立診療所設置の件	厚岸湖渡船新造に對し道費補助の件	天鹽町間寒別停車場線及び幌延町間寒別停車場甲線を準地方費道に昇格の件
北連電氣資材卸業組合理事長	札幌市長	江別町字美原農開農協組聯合長	上川支廳管内町村會長	同	同	幌向村長	小樽市會議事長	三笠町長	稚内外四名長	斜里町長	同	夕張外一名長	東島牧外一名長	厚岸町長	天鹽外一名長
商工	衛生	開拓	衛生	同	同	土木	總務	土木	文教	同	土木	同	衛生	同	土木
	同	同	同	同	同	採撰		採撰		同	同	同	同	同	採撰

106	105	表 文 書 番 號	陳 情	193	192	191	190	189	188	187	186	185	184	183	182
利別川を河川法準用河川に昇格の件	公營住宅建設の件	件		網走市立精神病院設置に對し道費補助の件	瀧川化學既設火力發電設備存置並に火力發電創設の件	町村道積梗—上磯線を準地方費道昇格の件	龜田村所在村道富岡—赤川線を準地方費道昇格の件	龜田村所在村道富岡—赤川線を準地方費道昇格の件	龜田村所在村道富岡—赤川線を準地方費道昇格の件	昭和二十七年度道内官公衛施設用木材の本道生産材使用の件	大野川支流（子熊澤、石川澤）砂防工事の件	龜田村—白尻間産業道路開さく工事促進の件	應急失業對策事業實施の件	北海道勞災病院設置促進の件	本古内町を地域給の二級地として追加指定方の件
陸別村長	白藤村長	陳情者		網走市外一名	瀧川町外一名	同	同	龜田村外二名	北海道木材協會代表者	大野村外二名	同	龜田村外二名	廣尾町長	北海道經營者協會會長	本古内町地域給引上り或同盟實行委員長
土木	建築	付託委員會名		衛生	商工	同	土木	開拓	林務	土木	開拓	土木	同	勞働	總務
同	採擇	審査の結果											同	採擇	

122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107
函館市道寺の下線改修工事施行の件	市道稚内—濱鬼志別線を準地方費道に昇格の件	市道稚内—沼川線を準地方費道に昇格の件	市道稚内—抜海線を準地方費道に昇格の件	町道遠別原野甲線を準地方費道に昇格の件	陸別川を河川法準用河川に昇格の件	清水町所在段岐、熊平、美蔓綱由清水—鹿追線（準地）に通ずる路線の改修及び架橋の件	サロベツ川を河川法準用河川に昇格の件	準用道費河川紋別川改修工事施行の件	室蘭土木現業所を苫小牧市に移設の件	町村道職登村上規別十二線常盤村字咬來市街地間を準地方費道に昇格の件	遠別町字東野—中川村字共和間道路改良工事施行の件	遠別町字大成—初山別村字豊崎間道路開さくの件	遠別町字正修梶加内村字朱鞠内間連絡道路開さくの件	遠別町字正修羽幌町字築別間産業道路開さくの件	留萌より（苫前土別名寄下川經由）網走間道路を國道に編入方要旨の件
函館市長	同	同	稚内市長	遠別町外一名	陸別村長	清水町長	豊富村長	大樹町外一名	苫小牧市外四名	常盤村長	同	同	同	遠別町外一名	名寄町外六名
同	同	同	同	同	同	土木	同	同	同	同	同	同	同	同	土木
同	同	同	採擇			同	同	採擇		採擇					採擇

171	170	169	168	167	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156
中標津地區開拓促進に關する件	安平村分村決定に對する土地改良事業促進の件	種馬鈴薯病害發生對策の件	社會福祉法人北海道點字圖書館建設に對し道費補助の件	安平村分村を延期する件	札幌釧路間民間航空路開設の件	噴火灣小型勝船底びき網漁業に伴う轉換に對し道費助成方の件	香深村字シヤクニンシントコマナイ、フンベネフの治川事業實施の件	山火災害對策の件	鐵道新線建設調査に關する件	ヤリムカシー厚床間觀光道路設置の件	厚岸町邊邊を道立公園に指定の件	林野火災防止對策の件	阿寒國立公園觀光施設の整備促進の件	北海道全國鑛業大會開催に對し道費補助の件	乳牛導入資金に對し援助方の件
中標津町長	安平村土地改良區理事長	北販連會長	北海道點字圖書館設立後援會長	安平村農協組々合長理事	釧路市議會議長	砂原村漁協組合長 外七名	香深村長	今金町長	名寄町二名 外二名	和田村長	厚岸町長	釧路支管内山火災對策協議會會長	釧路支管内阿寒國立公園觀光協會會長	社團法人北海道炭礦技術會長	梶延村長
同	開拓	農政	文教	總務	土木	水産	同	林務	同	土木	同	同	林務	商工	農政
		同	探擇	處理濟	同	探擇		同	探擇			同	同	同	探擇

187	186	185	184	183	182	181	180	179	178	177	176	175	174	173	172	
漁業協同組合に對する固定資産税及び組合法人税免稅の件	漁業證券(個人分)の資金促進の件	漁村青年婦人組織の育成指導の件	水産技術普及員の増員と全額道費負擔の件	漁業船材確保資金融資の件	魚探方探無電等の機械貸與の件	漁船建造資金及び漁船デージェル化に對する特別融資と特別法制定の件	機船底曳網漁業の入會反對の件	漁業災害補償制度確立促進の件	室蘭土木現業所新築實現方の件	鬼鹿村港町一苦前町三深間道路の新設工事施行の件	地方費道札幌一稚内線を國道指定方要望の件	同	安平村分村に對する反對の件	和田村長節一温根沼間運河開さく工事基礎調査實施方の件	中標津町林業發展に關する件	
同	同	同	同	同	同	同	同	北海道漁連會長理事	伊達町長外十一名(五件併合)	鬼鹿村一名	沼田町長 外一七名	安平村字上木安平旭部落 佐々木辰雄 外八名	安平村字遠淺市海二區(四件併合) 〇元名	安平村字遠淺市海二區(四件併合) 〇元名	和田村長 外一名	中標津町長
總務	同	同	同	同	同	同	同	水産	同	同	土木	同	總務	土木	林務	
處理濟	同	探擇		同	同	同	同	探擇		同	探擇	同	處理濟	探擇	不探擇	

200	199	198	197	196	195	194	193	192	191	190	189	188
農業共済基金に對し道費助成の件	家畜診療所整備費に對する道費助成の件	上川村に町制施行の件	白老川の電源開發の件	室蘭工業大學建設費に對し道費助成の件	一己農業高等學校々舎改築の件	國體會場の一部を旭川市に拓放方の件	瀨棚小學校災害特別調査方の件	釧路市に道立身障障害者更生相談所設置の件	道職員に對し夏季生活補給金として一カ月分支給の件	東旭川村に町制施行の件	水檢出張所の増設の件	道金庫の農中金指定の件
同	農業共済組連會長	上川村長	白老村長	室蘭工業大學外三名	一己外十一名	旭川體育協會會長	瀨棚町長	道身障障害者福祉協會釧路支部長	全道廳職組札幌醫科大學支部支部長外三七六名	東旭川村長	同	同
同	農政	同	同	總務	同	同	文教	民生	同	同	同	同
			採擇		採擇		同	採擇				採擇

備考

審査の關における空白は、未審査及び調査保留のものである。
 審査の關に處理濟とあるのは本會議に報告を要せざるものとして處理したものである。



會 合

一道北部七縣議會事務局長連絡協議會

○七月十、十一日の兩日、福島縣において開催、協議事項はつぎのとおりである。

- 一、常任委員の改選と付託事件との關係について
 - 一、議長の會議録署名について
 - 一、憲法と一事不再理について
- なおつぎの事項について懇談した。

- 一、行政整理實施について
- 一、議會事務局の機構について
- 一、議會事務局職員の研修について
- 一、全國議會職員の慶弔内規制定について
- 一、委員會の審査報告、監査委員の監査報告について
- 一、定例議會の開催月の取決めについて
- 一、議案が數個の委員會に關連する場合の連合委員會の開催について
- 一、特別委員會の委員全員の辭職許可手續について
- 一、議員の意見書發案と審議中止について
- 一、地方公務員法第五條第二項の規定による人事委員會の意見要求の取扱について

- 一、發言の取消と會議録(速記録)登載削除の取扱について
- 一、請願、陳情の繼續審査の取扱について

全國都道府縣議會議長會常任幹事會

○七月二十一日、東京都において開催、會議事項はつぎのとおりである。

- 一、教育委員會法改正法案對策について

- 一、公職選舉法改正法案中在職のままの立候補制限撤廢方について
- 一、本會内に地方制度調査委員會設置について

八大都道府縣議會議長會

○七月二十三、四日の兩日、大阪府において開催、つぎの事項を協議した。

- 一、地方財政確立要望について
- 一、警察制度改正方要望について
- 一、教育委員會を全市町村に義務設置する現行法に反對し改正方要望について(これは保留に決した)
- 一、戦犯受刑者釋放等の要望について



資料

第十三國會の展望

一、昨年十二月十日に召集された、第十三回通常國會は、會期を延長すること五回、通計實に、二百三十五日に及ぶ憲政史上前例のない長期國會の記録を残して、本年七月三十一日に閉會した。國會半ばの、四月二十八日には平和條約がその効力を發生したため、占領から獨立への切替に伴う議案がその主要部分を占めた。

二、主要議案を拾つて見れば

① 昭和二十七年年度豫算案

一月休會明け劈頭、安全保障費や防衛分擔金などを含む獨立後の防衛費千八百二十億圓を計上した總額八千五百二十七億圓の「昭和二十七年一般會計豫算」及びこれと一體をなす「昭和二十七年特別會計豫算」「同政府關係機關豫算」が提出された。

② 條約では

「日華平和條約」「日印平和條約」「日米加三國漁業條約」などがその主なるものである。

③ 法律案では

獨立後の治安力を整備強化するため立案されたという「破壊活動防止法案」をはじめ「行政協定に基づく刑事特別法案、同じく民事特別法案」「警察法一部改正法案」或いは又破防法と共に勞働ストの對象となつた「勞調法及び勞基法の一部改正法案」並びに「地方公營企業勞働關係法案」など一連のもの。次には「行政機構改革關係法案」も重要法律案の一つであり、更に「地方自治法改正法案」「地方税法改正法

案」「公職選舉法改正法案」など一連の地方自治法關係法案も會期ぎりぎりまで難航を續けた。この外「財閥同族支配力排除法を廢止する法律案」連合國占領軍の行う郵便物、電報及び電話の檢閲に關する件を廢止する法律案、など占領下の諸制度改廢に關する法的措置も見逃せなす。なお北海道としては「十勝沖地震災害關係の立法措置」についてもここにつけ加える必要があらう。

三、審議の状況を見ると

① 内閣提出議案

豫算 三件（成立）
條約 十六件（承認）
法律案 二百五十四件

二百四十一件

成立したもの

衆院で繼續審議するもの

八件

審議未了となつたもの

四件

撤回されたもの

一件

② 衆議院議員提出法律案 八十四件

成立したもの

六十五件

衆院で繼續審議するもの

六件

參院で繼續審議するもの

二件

審議未了となつたもの

九件

撤回されたもの

二件

③ 參議院議員提出法律案 二十一件

成立したもの

十一件

參院で繼續審議するもの

二件

衆院で繼續審議するもの

二件

審議未了となつたもの

三件

否決となつたもの
撤回されたもの
一 一件
二 一件

四、審議未了及び繼續審議法案

審議未了となつたものには、治安關係でデモ取締を目的とした「集團示威運動等の秩序保持に關する法律案」人事院の改組をねらいとした「國家公務員法の一部を改正する法律案」それに問題を投じた「教育委員會法等の一部を改正する法律案」などが主なるものである。
五、つきにその審議經過表を掲げる。

① 豫算

件名	成立月日
二十七年年度一般會計豫算同特別會計豫算	三・二七
同 特別會計豫算	三・二七
同 政府關係機關豫算	三・二七
② 條約	
件名	成立月日
一九二二年一月二十三日にヘーグで、一九二五年二月十一日、一九二五年二月十九日および一九三一年七月十三日にジュネーヴで、一九三一年十一月二十七日にバンコックで、ならびに一九三六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に關する協定および議定書を改正する議定書ならびに付屬書への加入について承認を求めめるの件	三、一四
一九四六年十二月十一日レイク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限および分配取締に關する一九三一年七月十三日の條約の範圍外の藥品を國際統制の下におく議定書への加入について承認を求めめるの件	四、一七

日本國と平和條約第十五條にもとづいて生ずる紛争の解決に關する協定の締結について承認を求めめるの件	四、二八
國際計數センターの設立に關する條約の締結について承認を求めめるの件	五、一六
一九二七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外國仲裁判斷の執行に關する條約の締結について承認を求めめるの件	五、二三
國際連合への加盟について承認を求めめるの件	六、四
國際植物防疫條約の締結について承認を求めめるの件	六、六
一九二三年十一月三日にジュネーヴで署名された税關手續の簡易化に關する國際條約および署名議定書の締結について承認を求めめるの件	六、六
國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めめるの件	六、六
國際通貨基金協定への加入について承認を求めめるの件	六、六
國際連合の特權および免除に關する國際連合と日本國との間の協定の締結について承認を求めめるの件	六、一一
一九八二年十二月十四日にジュネーヴで署名された經濟統計に關する國際條約・議定書および付屬書ならびに一九八二年十二月十四日にジュネーヴで署名された經濟統計に關する國際條約を改正する議定書および付屬書について承認を求めめるの件	六、一一
一九四八年の海上における人名の安全のための國際條約の受諾について承認を求めめるの件	六、一八
中華民國との平和條約の締結について承認を求めめるの件	七、五
インドとの平和條約の締結について承認を求めめるの件	七、五
北太平洋の公海漁業に關する國際條約および北太平洋の公海漁業に關する國際條約付屬議定書の締結について承認を求めめるの件	七、五

③ 法律案

○内閣提出の部

提出 番號	件名	月 日 立		布
		月	日	
一	財閥同族支配力排除法を廢止する法律	二六	二五	三一五
二	新聞出版用紙の割當に關する法律を廢止する法律	二六	二五	三一六
三	宮内廳法の一部を改正する法律	二六	二五	三一七
四	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件の廢止に關する法律	二七	二四	八一
五	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く公益事業委員會關係諸命令の措置に關する法律案	二七	二四	八二
六	聯合國占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の檢閲に關する件を廢止する法律	二七	二四	八三
七	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く全國選舉管理委員會關係諸命令の廢止に關する法律	二七	二四	八四
八	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く警察關係命令の措置に關する法律	二七	二四	八五
九	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く特別勸進關係諸命令の廢止に關する法律	二七	二四	八六
一〇	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く賠償關係諸命令の措置に關する法律	二七	二四	八七
一一	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く文部省關係諸命令の措置に關する法律	二七	二四	八八
一二	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く厚生省關係諸命令の措置に關する法律	二七	二四	八九
一三	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く農林省關係諸命令の措置に關する法律	二七	二四	九〇

一四	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く水産關係諸命令の廢止に關する法律	二七	二四	九一
一五	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く通商産業關係諸命令の措置に關する法律	二七	二四	九二
一六	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く運輸省關係諸命令の措置に關する法律	二七	二四	九三
一七	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く労働省關係諸命令の廢止に關する法律	二七	二四	九四
一八	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く法務府關係諸命令の措置に關する法律	二七	二四	九五
一九	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く大藏省關係諸命令の措置に關する法律	二七	二四	九六
二〇	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く經濟安定本部關係諸命令の措置に關する法律	二七	二四	九七
二一	簡易生命保險法の一部を改正する法律	二七	二四	九八
二二	石油及び可燃性天然ガス資源開發法	二七	二四	九九
二三	國民金融公庫法の一部を改正する法律	二七	二四	一〇〇
二四	皇室經濟法の一部を改正する法律	二七	二四	一〇一
二五	皇室經濟法施行法の一部を改正する法律	二七	二四	一〇二
二六	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く建設省關係命令の措置に關する法律	二七	二四	一〇三
二七	開拓者資金融通特別會計において貸付金の財源に充てるための一般會計から繰入金に關する法律	二七	二四	一〇四
二八	國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の權限等に關する法律の一部を改正する法律	二七	二四	一〇五
二九	所得税法の一部を改正する法律	二七	二四	一〇六

三〇	法人税法の一部を改正する法律	三、七	三、三	五四
三一	相続税法の一部を改正する法律	三、七	三、三	五五
三二	砂糖消費税法の一部を改正する法律	三、七	三、三	五七
三三	工場抵当法及び鑛業抵当法の一部を改正する法律	五、三	六、四	一九二
三四	住宅緊急措置令等の廃止に關する法律	三、〇	三、元	一九
三五	國會議員の選挙等の執行經費の基準に關する法律の一部を改正する法律	七、〇		
三六	郵便貯金法の一部を改正する法律	三、七	三、三	八
三七	國民貯蓄組合法の一部を改正する法律	三、四	四、一	六七
三八	公庫の豫算及び決算に關する法律の一部を改正する法律	三、四	四、一	六三
三九	日本製鐵株式會社法廢止法の一部を改正する法律	三、三	四、二	九一
四〇	關田等災害復舊事業費補助法の一部を改正する法律	三、五	三、六	一七
四一	一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律	六、六	六、二	一八三
四二	郵便爲替法の一部を改正する法律	三、三	三、三	三四
四三	農業共済再保險特別會計の財入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律	三、九	三、三	五〇
四四	農林漁業資金融通特別會計法の一部を改正する法律	三、五	三、三	五一
四五	外務公務員法	三、三	三、三	四一

四六	日本輸出銀行法の一部を改正する法律	三、六	四、一	六六
四七	捕獲審檢所の檢定の再檢査に關する法律	三、七	四、一	七〇
四八	國立學校設置法の一部を改正する法律	三、七	三、三	二二
四九	私立學校振興會法	三、五	三、七	一一
五〇	新たに入學する兒童に對する教科用圖書の給與に關する法律	三、三	三、三	三三
五一	農林漁業資金融通法の一部を改正する法律	三、六	三、三	二七
五二	商品取引所法の一部を改正する法律	四、四	四、三	九〇
五三	關稅定率法等の一部を改正する法律	三、三	三、三	六二
五四	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く總理本府及び地方自治廳關係諸命令の廢止に關する法律	四、四	四、二	八二
五五	日本專賣公社法の一部を改正する法律	三、五	四、一	六五
五六	統計法及び教育委員會の一部を改正する法律	四、四	四、五	九二
五七	農業改良助長法の一部を改正する法律	三、六	四、七	七六
五八	屋外廣告物法の一部を改正する法律	三、三	四、五	七一
五九	國有財産特別措置法	六、〇	六、〇	二一九
六〇	閉鎖機關日本露系統制株式會社が積み立てた關稅價格安定資産の處分に關する法律	三、七	三、九	二〇
六一	一般會計の歳出の財源に充てるため米國對日援助物資等處理特別會計から繰入金に關する法律	三、七	四、一	六四

六二	ユネスコ活動に關する法律	五、三三	六、三	二〇七
六三	輸出信用保險法の一部を改正する法律	三、三二	三、三	三三三
六四	恩給法の特例に關する件の措置に關する法律	五、三	六、〇	二〇五
六五	財産税等収入金特別會計法を廢止する法律	三、七	三、三	四五
六六	戰傷病者戰没者遺族等援護法	四、五	四、〇	一二七
六七	郵政事業特別會計法及び電氣事業特別會計法の一部を改正する法律	三、三六	三、二	二一
六八	失業保險法の一部を改正する法律	三、二七	三、三	三〇
六九	行政機關職員定員法の一部を改正する法律	四、三五	四、一	一一五
七〇	租税特別措置法等の一部を改正する法律	三、三二	三、三	六一
七一	資産再評價法の一部を改正する法律	三、三一	三、三	五九
七二	通行税法の一部を改正する法律	三、三	三、三	五八
七三	災害被害者に對する租税の減免又は徴收猶豫等に關する法律の一部を改正する法律	三、三	三、三	六〇
七四	地方税法の一部を改正する法律	六、三	六、六	二一六
七五	資金運用部預託金利率の特別に關する法律	三、七	三、三	五二
七六	商船管理委員會の解散及び清算に關する法律	三、三	三、三	二四
七七	漁船再保險特別會計法の一部を改正する法律	三、三	三、三	四七

七八	漁船再保險特別會計における漁船再保險事業に對して生じた損失を補てんするため的一般會計からする繰入金に關する法律	三、三	三、三	四八
七九	圖書館法の一部を改正する法律	六、七	六、三	一八五
八〇	船員保險法の一部を改正する法律	三、八	三、三	三一
八一	國際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時措置に關する法律	三、八	三、三	二三
八二	兒童福祉法の一部を改正する法律	六、四	七、一	二二二
八三	船舶運營會の船員の退職手當に關する交付金を船舶所有者に交付する法律を廢止する法律	三、七	四、一	六八
八四	農地法	七、七	七、五	二二九
八五	農地法施行法	七、七	七、五	二三〇
八六	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基づく連合國財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律	四、〇	四、三	九五
八七	經濟安定本部設置法等の一部を改正する法律	三、三	三、三	四〇
八八	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基づく外務省關係諸命令の措置に關する法律	四、二	四、二	一二六
八九	外國人登録法	四、二	四、二	一二五
九〇	外務省設置法の一部を改正する法律	三、三	三、三	三八
九一	麻薬取締法及び大銃取締法の一部を改正する法律	五、〇	五、二	一五二
九二	町村職員恩給組合法	四、五	四、六	一一八
九三	在外公館の名稱及び位置を定める法律	四、四	四、三	八五

九四	道路整備特別措置法	五、三	六、六	一六九
九五	特定道路整備事業特別會計法	五、三	六、六	一七〇
九六	食糧管理特別會計法の一部を改正する法律	三、三	三、三	四六
九七	農林共済再保険特別會計法の一部を改正する法律	三、三	三、三	四九
九八	連合國軍人等住宅公社を廢止する法律	三、三	三、三	四二
九九	農林省設置法等の一部を改正する法律	三、三	三、三	三九
一〇〇	海上保安廳法の一部を改正する法律	四、四	四、六	九七
一〇一	中小企業等協同組合法の一部を改正する法律	四、五	四、六	一〇〇
一〇二	文部省設置法の一部を改正する法律	五、三	六、六	一六八
一〇三	總理府設置法等の一部を改正する法律	四、五	四、六	一一六
一〇四	國家公務員共済組合の一部を改正する法律	四、四	四、九	八〇
一〇五	當せん金附證券法の一部を改正する法律	五、三	五、三	一四六
一〇六	國庫出納金等端數計算法の一部を改正する法律	三、三	四、六	九九
一〇七	國家公務員の旅費に関する法律の一部を改正する法律	四、四	四、九	七八
一〇八	農業災害補償法の一部を改正する法律	六、九	六、四	一九三
一〇九	公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廢止に関する法律	四、六	四、三	九四

一一〇	教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廢止する法律	四、四	四、九	七九
一一一	國民健康保険再健整備資金貸付法	五、三	五、三	一四四
一一二	最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律	五、六	五、九	一五七
一一三	長期信用銀行法	六、四	六、三	一八七
一一四	特別調達廳設置法の一部を改正する法律	三、三	三、三	三七
一一五	地方公營企業法	七、五		
一一六	海外からの日本國民の集團的引揚輸送のための航海命令に関する法律	三、三	三、三	三五
一一七	法務府設置法の一部を改正する法律	四、五	五、一	一二八
一一八	道路運送車輛法の一部を改正する法律	四、三	四、六	一〇二
一一九	平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律	四、五	四、六	一〇三
一二〇	下級裁判所の設立及び轄區域に関する法律の一部を改正する法律	五、三	五、九	一五六
一二一	國民貯蓄債券法	五、六	六、二	一六四
一二二	地方財政法の一部を改正する法律	五、六	五、三	一四七
一二三	地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律	五、六	六、三	一六六
一二四	警察豫備隊令の一部を改正する法律	五、三	五、七	一五〇
一二五	裁判所職員定員法等の一部を改正する法律	五、六	五、九	一五五

一一四	約第三條に基づく行政協定に伴う刑事特別法	五、六	五、七	一一三八
一一三	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定に伴う刑事特別法	四、五	四、六	一一二一
一一二	犯罪者豫防更生法の一部を改正する法律	六、六	六、三	一一〇八
一一一	日本開發銀行法の一部を改正する法律	六、四	七、一	一一二四
一一〇	農業災害補償法臨時特例法	六、九	六、四	一九四
一〇九	在外公館に勤務する外務公務員の給與に關する法律	四、七	四、三	九三
一〇八	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の實施に伴う關稅の臨時特例に關する法律	四、三	四、二	一一二
一〇七	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の實施に伴う關稅の財產の管理に關する法律	四、三	四、二	一一一
一〇六	道路交通取締法の一部を改正する法律	六、二	六、〇	一一〇三
一〇五	外資に關する法律の一部を改正する法律	六、六	七、一	一一二三
一〇四	貸付信託法	五、三	六、四	一九五
一〇三	貴金屬管理法の一部を改正する法律	六、七	六、三	一八九
一〇二	設備輸出爲替損失補償法	五、二	五、三	一六一
一〇一	平和條約の實施に伴う刑事判決の再審査等に關する法律	四、五	四、六	一〇五
一〇〇	平和條約の實施に伴う民事判決の再審査等に關する法律	四、五	四、六	一〇四

一四二	地方公務員法の一部を改正する法律	六、二	六、〇	一七五
一四一	閉鎖機關令の一部を改正する法律	七、七	七、六	二三四
一四〇	關稅法の一部を改正する法律	五、九	六、四	一九八
一三九	連合國及び連合國民の著作權に關する法律	七、三		
一三八	氣象業務法	五、〇	六、三	一六五
一三七	統計報告調整法	五、六	五、四	一四八
一三六	特別調達資金設置令の一部を改正する法律	四、三	四、二	一〇九
一三五	住宅金融公庫法の一部を改正する法律案	撤回		
一三四	公共工事の前拂金保證事業に關する法律	六、九	六、三	一八四
一三三	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の實施に伴う電信料金の特例に關する法律	四、五	四、二	一〇七
一三二	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	衆院	繼續	
一三一	地方公共團體職員に關する法律	五、六	六、二	一六三
一三〇	地方公共團體職員に關する法律	四、六	四、六	一一七
一二九	公務員等の懲戒免除等に關する法律	四、六	四、六	一一七
一二八	農業共済基金法	六、三	六、〇	二〇二
一二七	國土綜合開發法の一部を改正する法律	六、七	六、二	二一七
一二六	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の實施に伴う地方稅法の臨時特例に關する法律	四、二	四、二	一一九

一五八	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の實施に伴う電報法の特例に關する法律	四、五	四、六	一〇八
一五九	臨時石炭蕪害復舊法	七、三	六、六	一九七
一六〇	海上警備隊の職員等の給與等に關する法律	六、三	六、六	一九七
一六一	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約に基づく行政協定の實施に伴う郵便法の特例に關する法律	四、六	四、六	一二二
一六二	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の實施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に關する法律	四、三	四、六	一一三
一六三	國立病院特別會計所屬の資産の譲渡等に關する特別措置法	七、〇		
一六四	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の實施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法	五、〇	五、五	一四〇
一六五	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の實施に伴うたばこ專賣法等の臨時特例に關する法律	四、三	四、六	一一四
一六六	國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律	五、三	六、〇	一七九
一六七	事業者團體法の一部を改正する法律	七、二		
一六八	特許法の一部を改正する法律	四、五	四、六	一〇一
一六九	食糧管理法の一部を改正する法律	五、七	五、九	一五八
一七〇	破壊活動防止法	七、五	七、三	二四〇
一七一	公安調査廳設置法	七、五	七、三	二四一
一七二	公安審査委員會設置法	七、五	七、三	二四二
一七三	日本國との平和條約の効力發生及び日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の實施に伴う道路運送法等の特例に關する法律	四、六	四、六	一二三

一七四	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の實施に伴う水光法の特例に關する法律	四、六	四、六	一二四
一七五	地方自治法の一部を改正する法律	七、三		
一七六	製鹽施設法	七、七	七、五	二二八
一七七	鹽專賣法の一部を改正する法律	五、九	五、七	一四二
一七八	日本國との平和條約の効力發生及び日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の實施に伴う國家公務員法等の一部を改正する法律	六、四	六、〇	一七四
一七九	航空法	七、七	七、五	二三一
一八〇	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約に基づく行政協定の實施に伴う航空法の特例に關する法律	七、七	七、五	二三一
一八一	教育委員會法等の一部を改正する法律案	審議未了		
一八二	教育委員會の委員の選舉の期日等の臨時特例に關する法律案	審議未了		
一八三	國民金融公庫法の一部を改正する法律	五、六	五、六	一五三
一八四	高金利等の取締に關する法律案	衆院繼續		
一八五	私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律	七、三		
一八六	消防組織法の一部を改正する法律	七、三		
一八七	文部省設置法の一部を改正する法律	七、三		
一八八	文化財保護法の一部を改正する法律	七、三		

一八九	法制局設置法	七三			
一九〇	國際通貨基金及び國際復興銀行への加盟に伴う措置に關する法律	六二	六二四	一九一	
一九一	行政管理廳設置法の一部を改正する法律	七三			
一九二	厚生省設置法の一部を改正する法律	七三			
一九三	自治廳設置法	七三			
一九四	地方制度調査會設置法	七三			
一九五	總理府設置法の一部を改正する法律	七三			
一九六	調達廳設置法の一部を改正する法律	七三			
一九七	昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律の特例に關する法律	七三			
一九八	緊急物資輸入基金特別會計法の一部を改正する法律	六六	六三二	二〇六	
一九九	國家公務員法の一部を改正する法律案	審議未了			
二〇〇	國家行政組織法の一部を改正する法律	七三			
二〇一	行政機關職員定員法の一部を改正する法律	七三			
二〇二	保安廳法	七三			
二〇三	外國爲替資金特別會計法の一部を改正する法律	六三〇	六三七	二一三	
二〇四	外國軍用艦船等に關する檢疫法特例	六二	六、八	二〇一	

二〇五	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約に基づき駐留する合衆國軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に關する法律	七三	七三	二四三	
二〇六	通商産業省設置法	七三			
二〇七	工業技術廳設置法の一部を改正する法律	七三			
二〇八	通商産業省設置法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律	七三			
二〇九	船舶安定法の一部を改正する法律	五三〇	六一〇	一七八	
二一〇	郵政省設置法の一部を改正する法律	七三			
二一一	郵政省設置法の一部改正に伴う關係法令の整理に關する法律	七三			
二一二	日本電信電話公社法	七三			
二一三	日本電信電話公社法施行法	七三			
二一四	國際電信電話株式會社法	七三			
二一五	労働省設置法の一部を改正する法律	七三			
二一六	建設省設置法の一部を改正する法律	七三			
二一七	經濟審議廳設置法	七三			
二一八	資源調査會設置法	七三			
二一九	警察法の一部を改正する法律	七三			
二二〇	労働關係調整法等の一部を改正する法律	七三			

一一二	労働基準法の一部を改正する法律	七、三		
一一三	地方公營企業労働関係法	七、三		
一一四	電波法の一部を改正する法律	七、五	七、三	二四九
一一五	外國の領事館に交付する認可狀の認證に關する法律	六、六	六、三	一八二
一一六	開拓者資金融通法の一部を改正する法律	六、八	七、四	二二五
一一七	航空機製造法	七、七	七、六	二三七
一一八	自治廳設置法の施行に伴う關係法律の整理に關する法律	七、三		
一一九	保安廳職員給與法律	七、三		
一二〇	大藏省設置法の一部を改正する法律	七、三		
一二一	大藏省設置法の一部を改正する法律等に伴う關係法令の整理に關する法律	七、三		
一二二	接収貴金屬等の數量等の報告に關する法律	七、元		
一二三	ドイツ人工業所有權特別措置法令の一部を改正する法律	六、二	六、〇	一七七
一二四	運輸省設置法の一部を改正する法律	七、三		
一二五	經濟安定本部設置法の廢止及びこれに伴う關係法令の整理等に關する法律	七、三		
一二六	法務府設置法等の一部を改正する法律	七、三		
一二七	集團示威運動等の秩序保持に關する法律案	審議未了		

一一七	海上公安局	七、三		
一一八	農林省設置法等の一部を改正する法律	七、三		
一一九	輸出取引所法	七、三		
一二〇	簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に關する法律	六、八	六、五	二一〇
一二一	簡易生命保險及び郵便年金特別會計法の一部を改正する法律案	衆院繼續		
一二二	資金運用部資金法の一部を改正する法律案	衆院繼續		
一二三	昭和二十七年年度における國家公務員に對する臨時手當の支給に關する法律	六、三	六、三	一九〇
一二四	南方連絡事務局設置法	六、四	六、三	二一八
一二五	有線電氣通信法案	衆院繼續		
一二六	公衆電氣通信法案	衆院繼續		
一二七	連合國財産の返還等に關する政令の一部を改正する法律	七、七	七、六	二二三
一二八	國家行政組織法の一部を改正する法律	六、三	六、三	二二二
一二九	有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案	衆院繼續		

○衆議院提出の部

提出番號	件名	成立月日	公布月日	法律番號
一	國家公務員法等の一部を改正する法律	三、三、三、三、三、三、三、三	三、三、三、三、三、三、三、三	三一四

一七	夏時刻法を廢止する法律案	撤回			
一六	電源開發促進法	七、三			
一五	森林法等の一部を改正する法律	四、六	五、二	一、三〇	
一四	信用金庫法の一部を改正する法律	四、六	五、二	一、三三	
一三	物品税法の一部を改正する法律	三、七	三、三	五、六	
一二	漁船損害補償法施行法	三、七	三、三	二、九	
一一	漁船損害補償法	三、七	三、三	二、八	
一〇	森林火災國營保險法の一部を改正する法律	三、六	三、三	二、五	
九	松くい虫等その他の森林病虫害の驅除豫防に關する法律の一部を改正する法律	三、六	三、三	二、六	
八	農林水産業施設災復舊事業費國庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律	三、三	四、二	八、三	
七	公益事業令の一部を改正する法律	六、七	六、七	二、一五	
六	住民登録法施行法	四、七	四、六	一、〇六	
五	特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法	四、四	四、五	九、六	
四	昭和二十六年十月の台風による木船災害の復舊資金の融通に關する特別措置法	三、七	四、一	六、九	
三	昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復舊資金の融通に關する特別措置法	三、九	三、八	一、八	
二	罹災都市借地借家臨時處理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地區を定める法律	二、三	二、九	一	

一八	夏時刻法を廢止する法律				
一九	夏時刻法を廢止する法律				一括併合
二〇	飼料需給調整法案	撤回			
二一	急傾斜地帯農業振興臨時措置法	四、三	五、七	一、三五	
二二	國會議員の歳費旅費、及び手當等に關する法律の一部を改正する法律	三、三	三、三	三、六	
二三	主要農作物種子法	四、三	五、一	一、三一	
二四	十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に關する特別措置法	四、四	四、三	八、九	
二五	米穀の政府買入價格の特例に關する法律	四、六	五、七	一、三六	
二六	町村の警察維持に關する責任轉移の時期の特例に關する法律	五、九	五、九	一、四三	
二七	道路法	六、二	六、〇	一、八〇	
二八	道路法施行法	六、二	六、〇	一、八一	
二九	木船運送法	五、六	五、七	一、五一	
三〇	國立學校設置法の一部を改正する法律	五、〇	五、六	一、四九	
三一	宅地建物取引業法	六、二	六、〇	一、七六	
三二	畜犬競技法案	衆院繼續			
三三	十勝沖地震による農林業災害の復舊資金の融通に關する特別措置法	四、六	五、七	一、三四	

三四	耐火建築促進法	五、一六	五、三三	一六〇
三五	罹災都市借地借家臨時處理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地區を定める法律	五、九	五、三三	一三九
三六	産業教育振興法の一部を改正する法律	七、三三		
三七	信用金庫法施行法の一部を改正する法律	五、一〇	六、三	一六七
三八	市の警察維持の特例に關する法律	七、二五	七、三二	二四七
三九	港灣法の一部を改正する法律	五、三〇	六、七	一七一
四〇	義務教育費國庫負擔法	七、三三		
四一	農産物検査法の一部を改正する法律	六、六	六、二二	一八六
四二	五大市を特別市に指定する法律案	審議未了		
四三	地方自治法の一部を改正する法律案	審議未了		
四四	五大市を特別市に指定する法律案	審議未了		
四五	地方自治法の一部を改正する法律案	審議未了		
四六	地方自治法の一部を改正する法律案	審議未了		
四七	地方自治法の一部を改正する法律案	審議未了		
四八	議院に出頭する證人等の旅費及び日當に關する法律の一部を改正する法律	五、三三	五、一五	一五四
四九	造船法の一部を改正する法律	六、二二	六、六	一九九

五〇	國家行政運営法案	衆院繼續		
五一	訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律	六、一八	六、二五	二一一
五二	昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給の特別措置に關する法律	七、七	七、三三	二四四
五三	水産資源保護法の一部を改正する法律	六、七	六、四	一九六
五四	放送法の一部を改正する法律	六、二二	六、七	二〇〇
五五	農業共済事業資金融通法案	審議未了		
五六	引揚同胞對策審議會設置法の一部を改正する法律	七、三三		
五七	伊東國察觀光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律	六、三〇	七、四	二二六
五八	離島航路整備法	六、一八	七、四	二二六
五九	飼料需給調整法案	審議未了		
六〇	警察官等に協力援助した者の災害給付に關する法律	七、三三	七、二	二四五
六一	特定中小企業の安定に關する臨時措置法	七、三三		
六二	耕土培養法	六、一八	七、一六	二三五
六三	醫師國家試験候補試験の受験資格の特例に關する法律の一部を改正する法律	六、六	六、三	一八八
六四	公共土木施設災害復舊事業國庫負擔法の一部を改正する法律	六、二二	六、二五	二〇九
六五	消防法の一部を改正する法律	七、二二		

六六	漁船乗組員給與保險法	六八	六二五	二二二
六七	公職選挙法の一部を改正する法律	七〇		
六八	日本赤十字社法	七三		
六九	土地家屋調査士法の一部を改正する法律案	衆院繼續		
七〇	たばこ専賣法の一部を改正する法律	六〇	六二七	二一四
七一	地方財政法の一部を改正する法律案	衆院繼續		
七二	國會議員法等の一部を改正する法律	七六	七三〇	二四六
七三	農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律	七七	七二八	二三八
七四	國立國會圖書館法第二十條の規定により行政各部に置かれる支部圖書館及びその職員に關する法律の一部を改正する法律案	參院繼續		
七五	昭和二十六年度米穀の超過供出等についての奨励金に對する所得税の臨時特例に關する法律	七七	七二五	二二七
七六	食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案	參院繼續		
七七	電氣設備等の復元に關する法律案	衆院繼續		
七八	農山漁村電化促進法案	衆院繼續		
七九	公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理に關する法律	七〇		
八〇	日本電信電話公社法等の一部を改正する法律	七三		

○參議院提出の部

提出番號	件名	成立月日	公布月日	法律番號
一	優生保護法の一部を改正する法律	四、九	五、一七	一四一
二	補助貨幣損傷等取締法臨時特例	四、九	五、二	一三二
三	醫療法の一部を改正する法律	四、九	五、一	一二九
四	道路交通事業抵當法	六、三	六、〇	二〇四
五	災害救助法の一部を改正する法律案	撤回		
六	勞働金庫法案	衆院繼續		
七	旅行あつせん施業法	六、九	七、八	二三九
八	國家行政組織法の一部を改正する法律	五、二	五、三	一五九
九	水道法案	撤回		
一〇	水産業協同組合法の一部を改正する法律	七、四	七、一六	二三六
一一	榮養改善法	七、四	七、三	二四八
一二	自轉車競技法の一部を改正する法律	六、六	六、三〇	二二〇
一三	公營住宅法の一部を改正する法律	七、二		
一四	未復員者給與法の一部を改正する法律	七、二		

一五	戰爭宣傳等禁止法案	審議未了			
一六	國會法の一部を改正する法律案	否決			
一七	織物消費税法の廢止に伴う特別措置に関する法律案	參院繼續			
一八	海岸保全法案	參院繼續			
一九	國會法の一部を改正する法律案	衆院繼續			

第十二國會提出繼續法律(案)

○内閣提出の部

提出 番號	件 名	成立 月日	公布 月日	法律番號
一四	在外公館等借入金の返済の實施に關する法律	三、三	三、三	四四
五〇	小型機船底びき網漁業整理特別措置法	三、三	四、七	七七
五三	財政法會計法等の財政關係法律の一部を改正する法律	二、二	三、五	四

○衆議院提出の部

提出 番號	件 名	成立 月日	公布 月日	法律番號
七	企業合理化促進法	三、七	三、四	五
八	價珠養殖事業法	三、四	三、五	九

第十國會提出繼續法律(案)

○内閣提出の部

提出 番號	件 名	成立 月日	公布 月日	法律番號
一三九	會社更生法	五、九	六、七	一七二
一四一	破産法及び和議法の一部を改正する法律	五、九	六、七	一七三

○衆議院議員提出の部

提出 番號	件 名	成立 月日	公布 月日	法律番號
二三	農林中央金庫法の一部を改正する法律案	審議未了		
四七	法廷等の秩序維持に關する法律 (舊法案名、裁判所侮辱制裁法案)	七、七		

○參議院議員提出の部

提出 番號	件 名	成立 月日	公布 月日	法律番號
一七	利根川開發法案	審議未了		
二五	北上川開發法案	審議未了		

は前年度の最終豫算に比べわずかに平衡交付金が増加し、他は多少下廻つてゐることになる。

(2) 歳出

右にならつて順位をつけてみると(1)教育費 (2)土木費 (3)産業経済費 (4)社会及び労働施設費 (5)縣廳費 (6)保健衛生費 (7)警察消防費 (8)諸支出金 (9)公債費 (10)議會費 (11)其他 (12)財産費 (13)豫備費 (14)選舉費 (15)統計調査費 となつており、都道府縣財政支出中教育費が第一位にあり土木費、産業経済費これに次ぎ右三者で都道府縣財政支出全體の約六割七分(約二千五百四億圓)を占めておる。縣廳費が全體十五位中の第五位にあることも注目すべきである。

三、都道府縣豫算總額の全國比較について

この比較において全國中最高は東京都の約五百二十二億圓、最低は滋賀縣の約二十六億圓で全國平均額は約八十億圓であり、これを前後する府縣は福島、茨城、京都の諸府縣である。

四、むすび

本年度當初豫算總額が前年度最終豫算總額に比べてなお減少を示していることは前に述べたとおりである。このことは府縣財政は未だその財源が窮乏しており正常な年間豫算の編成が困難であつたことが豫想される。さらに本年度は先般の地方税法の一部改正に伴う府縣稅收入の減少が當然豫想され、これら不足財源の補填措置を如何にすべきやは今後の地方行財政上の重要問題であり、本表もまた本年度内におけるこれらの財政措置により最終豫算において相當變更をみるであらう。

昭和二十七年全國都道府縣一般會計歳入出

② 豫算の人口一人當り額調に對する考察

本表は前掲昭和二十七年全國都道府縣一般會計歳入及び歳出當初豫算額調にもとづいて歳入出豫算科目ごとに都道府縣別の人口一人當り額を計算したものである。なお人口については昭和二十五年十月一日臨時國勢調査によつた。

本表比較の内容詳細については數字の示すとおりであるが、全般的見地から次のようなことが考察される。

(註) 東京都はその特殊性により歳入歳出豫算とも市町村收支に相當するものをも含んでいるからお断りしておく。

一、歳入面について

(1) 都道府縣稅の負擔額は都市府縣民が他に比し多額を負擔しておるこれを財政收入面からみれば都市府縣に偏重しておるともいえるであらう。

今都道府縣稅一人當り額を高位よりみると (1)東京(五、二二二圓)(2)大阪(二、七二五圓)(3)京都(二、二一九圓)(4)愛知(一、八五二圓)(5)神奈川(一、七二二圓)(6)兵庫(一、七一一圓)(7)福岡(一、六八六圓)の順になる。逆に下位から五位までとると(1)島根(三九五圓)(2)山形(四七二圓)(3)鹿児島(五〇二圓)(4)茨城(五一五圓)(5)秋田(五五二圓)となる。

性格的には違つが最高の東京は最下位の島根の約十四倍になる計算である。

これらは現行地方稅收入の中心である事業稅、入場稅、遊興飲食稅の三稅が共に都市府縣に偏重していることを示すものである。しかしながら全國一人當りの額は一、四二五圓でありこの平均額を前後するものは僅かに静岡、富山、和歌山の三縣に過ぎず前掲高位の七縣を除く他の三十六縣の住民の都道府縣稅負擔額はこの平均額より下廻つてゐることになる。

(回) 次に平衡交付金一人當りについて最高縣から示すと(1)鳥取(二、

一〇六圓) (2)高知 (一、九八八圓) (3)山梨 (一、七九二圓) (4)秋田 (一、九五三圓) (5)島根 (一、九三三圓) の順になる。

平衡交付金の全國人口一人當り平均額は一、〇八五圓であるが別表の示すとおり全國でこの額を下廻るものは神奈川県外五縣(東京、大阪は別)で他の全部はこれを上廻っている。前掲稅收入の低位のものが必ずしも平衡交付金額で上位になつていないことは、この交付金が地方財政總需要と總收入を對照とするものであり、また特別交付金による交付金等が考えられることによるものであらう。

二、歳出面についで

(1) 教育費の一人當り經費は概ね平均している。

全國の平均は一人當り一、五四八圓であり最高は和歌山の一、八〇九圓、最低は神奈川の一、二四一圓である。しかしながらその最高最低も平均額に比べて二割の増減範圍内であり、全國を通じての一人當り經費に大差がない。

このことは教育行政ななく義務教育普及の原則を示す證左であり、本經費が農村縣において住民の負擔が如何に大きなものであるかがうかがわれる。

(2) 土木費一人當り經費の差は甚だし。

最高では山口縣の二、四七六圓、最低として埼玉縣の八四圓が目立ち、この數字の最高は最低の約三十倍に當つている。併しながら元來この經費はその土地の産業經濟の状況や災害、開發等の關係からその時代における行政方針により容易に伸縮することのできるものである。

三、都道府縣豫算に政府並びに市町村豫算を加えた全國人口一人當り平均額

左表のとりの計算となり一人當り平均額は實に一七、三五七圓になる計算である。

區分	本年 度		國民一人當り平均額	備考
	豫算額 (百萬圓)	向上歩合		
政 府	七六四、五四〇	五三	九、一八八	本豫算は一般會計の純計額で特別會計は含まない以下同様 本豫算は地財委の推計した地方財政計畫による
都道府縣	三七一、八八六	二六	四、四七〇	
市町村	三〇七、六七九	二一	三、六九八	
合 計	一、四四四、一〇五	一〇〇	一七、三五六	
(備考 全國人口八三、一九九千人)				

四、むすび

別表及びこの考察全般は單なる數字面に表われたものを比較したに止まり全國を通じ豫算面上の數字が住民の負擔と行政費として一人當り幾ばくなるかの一覽表に過ぎず、これによつて行政内容を兎角するものでないことをお断りしておく。

③ 昭和二十六年全國都道府縣一般會計最終歳入歳出豫算についての考察

この額はおそらくこの年度の決算に近い數字であらう。

昭和二十六年度におけるこの豫算は前年度においてシャープ勸告にもとづく地方稅制の畫期的改正實施の結果を示すものであるがその歳入面は戦後における地方行政費の膨脹や人件費、物件費等全般に亘る増嵩に達すべくもなく各都道府縣とも未曾有の財政危機にそう遇しその當初豫算編成時においては短期暫定又は骨格豫算を組む等の非常措置をとつたものもあり他面數次に亘つて全國的運動として府縣財政救済處置方について政府國會方面に要請したのである。

即ち右實狀を數字によつて觀ると當初豫算の總額二、三六四億圓に對し最終豫算は三、九五六億圓に達しこの差一、五九二億圓當初豫算の六割七分強の巨額が年度中途において追加更正されたこととなり上

述のものをたるとともにこの年度における全国都道府県豫算は税制改正實施當初よりの經過的後始末と歳出面における末曾有の膨脹による混亂狀況であつたともいえるであろう。

以下別紙調表にもとづき若干の考察を加え御参考に供するものである

一、「昭和二十六年年度最終豫算總額」と「前年度決算總額」との比較
昭和二十六年年度最終豫算總額三九五六億余圓は前年度決算總額二、八〇三億余圓に比し實に四割一分に相當する大巾な増額である。右は逐年増加する政府行政費の膨脹と諸物價騰貴に伴う經費の増加を示すものである。

二、豫算總額についての全国比較

最高は東京都の五四八億六千余萬圓、最低は鳥取縣の三三億九千余萬圓でありその兩者を比較すると前者は後者の約十七倍に當つてゐる。

三、歳入豫算について

(イ) 豫算科目別に大きなものより順位をつけると第一位都道府縣稅、第二位國庫支出金、第三位地方財政平衡交付金、第四位都道府縣債、第五位雜收入、第六位繰越金、第七位使用料及び手数料、以下寄附金分擔金及び負擔金、公營企業及び財産收入、繰入金となつてゐる。
(ロ) 都道府縣自主財源の大宗たる都道府縣稅と國庫依存財源である。地方財政平衡交付金及び國庫支出金につき前年度決算額と比較すると次のとおりとなり都道府縣稅の増額率が五四%の高率になつたとは地方財政自主性の強化を示すものである。

科 目	昭和二十六年 年度豫算A		昭和二十五年 年度決算B		同と比較	
	豫算額	總額に對する歩合	決算額	總額に對する歩合	増減額	歩合
都道府縣稅	二〇、四三、一〇五	〇・三	六、四四、二六二	〇・七	四、三三、八四三	〇・四
地方平衡交付金	八三、四一、四六六	〇・三	七、一六、一五五	〇・一	一三、七九、三三四	〇・一七
國庫支出金	五、二六、九六九	〇・二	七、〇八、五五六	〇・七	一七、八五、五九七	〇・三
歳入總合計	三九、六一、五三三	一・〇〇	一、〇〇、二五、〇八一	一・〇〇	一〇三、四三、一〇一	〇・三

四、歳出豫算について

(イ) 歳入豫算の場合に順して科目別順位をつけると第一位教育費、第二位土木費、第三位産業經濟費、第四位社會及び勞働施設費、第五位都道府縣廳費、第六位保健衛生費、第七位諸支支出金、以下警察消防費、公債費、議會費、財產費、選舉費、豫備費、統計調査費となつてゐる。

(ロ) 主要科目につき前年度決算額と比較すると次のとおりとなり、人件費を主とする教育費の増額率は四七%で歳出總額の増額率四一%を上廻つてゐるに反し土木費の増額率が低いことなどが特に注目される。

位 科	昭和二十六年度豫算A		昭和二十五年年度決算B		同と比較	
	豫算額	總額に對する歩合	決算額	總額に對する歩合	金 額	歩合
1 教 育 費	一三、五五、四五五	〇・三	八、七六、三五四	〇・二	五、八八、一〇一	〇・四
2 土 木 費	八、八六、四五	〇・三	三、三九、四五	〇・三	五、四六、一〇〇	〇・五
3 産業經濟費	六、五七、四七七	〇・一六	四、〇二、一四〇	〇・一六	二、五五、三〇七	〇・三
4 社會及勞働施設費	三、九六、三〇	〇・一〇	三、三九、二〇	〇・一〇	五、九七、一〇〇	〇・六
5 都道府縣廳費	三、五五、二〇元	〇・一〇	二、七〇、五三三	〇・一〇	八、〇〇、〇六六	〇・三
6 保健衛生費	一、三、五九、五九	〇・〇三	八、六九、八六	〇・〇三	四、八五、〇七	〇・五
歳出總合計	三九、四九、〇〇〇	一・〇〇	二〇、〇三、一〇〇	一・〇〇	一、九一、五、三、八九六	〇・四

五、むすび

地方財政特に都道府縣の財政窮乏狀況については數字の示すところによりこの考察冒頭において述べた通りであり、このことについては全國的緊要問題としてこれが解決善處方につき數次にわたり政府並に國會方面に要望し續けてゐるところである。政府においてもこの年度中地方財政平衡交付金の増額、地方起債の枠の擴大等の若干の財政措置が講ぜられたのであるが、なおこの程度を以ては到底満足の域に達

し得ず昭和二十六年年度末において約八十億の特別融資の應急措置により漸くして府縣財政の赤字決算をカバーし得たことは記憶に新らしところである。

昭和二十七年年度においても府縣財政窮乏打開方については更に一段の努力が必要であらう。

④ 昭和二十五年年度全國都道府縣一般會計歳入歳出決算と議會費の決算に對する考察

昭和二十五年年度全國都道府縣一般會計歳入歳出決算の款別集計表と之のうち特に議會費の決算について項目別に細別して取りまとめたものである。この表に示す數字にもとづいて以下若干の説明的考察を加え御參考に供するものである。

一、昭和二十五年年度歳入決算について

昭和二十五年年度の地方税収入については特筆大書すべき改革があつた。即ち、この年度においてアメリカから特にわが國地方財政調査の使節團として來朝したシャウ博士一行によつて行われたいわゆるシヤウ博士勸告にもとづいて地方税法が根本的に改正され、従来の配付税制度を廢止したり一般補助金制度や交付金制度を大巾に整理する等が行われこれらに代つて地方財政平衡交付金制度が創設されたのである別表中より右の關係收入に對して昭和二十四年度決算額と比較して見ると次のような異動が生じている。

(單位百萬圓)

種別	昭和二十四年度決算額	昭和二十五年年度決算額	増減額
都道府縣稅	一〇八、六七九	七八、二〇四	△三〇、四七五
配付稅	〇	〇	〇
地方財政平衡交付金	八〇、一八九	七一、一六二	△七、一六二
國庫支出金	一八八、八六八	二二七、四四九	△二、一〇六
計			三八、五八一

都道府縣稅、地方財政平衡交付金及び國庫支出金の三者は地方收入の根幹をなすものであるが、この三者について昭和二十五年年度決算額(本表)昭和二十六年年度最終豫算及び昭和二十七年年度當初豫算の數字を比較して見ると左表のとおりとなる。左表中増加歩合は昭和二十五年年度決算額を基礎として各年度の増加割合を示したものであるが、稅制改正によつて自主財源たる都道府縣稅の増加率が目立つて高くなつてゐることが注目される。

(單位百萬圓)

種別	昭和二十五年年度決算		昭和二十六年年度最終豫算		昭和二十七年年度當初豫算	
	金額(A)	金額	金額(A)に對する増加歩合	金額	金額(A)に對する増加歩合	金額
都道府縣稅	六六、四四	一〇〇、四三三	〇・五	一八、五六三	〇・五	
地方財政平衡交付金	七、一三	八、五二	〇・一七	九〇、二九五	〇・七	
國庫支出金	六、〇三	五、三九	〇・三	八三、七三	〇・七	
計	三七、四九	二九、九三	〇・三	二二、五九九	〇・元	
歳入總額	二五、二五〇	三五、六三	〇・五	三〇、八六	〇・三	

収入科目としての繰越金と都道府縣債の兩者につき昭和二十五年年度決算額と二十六年年度及び二十七年年度豫算額とを比較すると次表のとおりとなり、繰越金が逐年減少し都道府縣債が増加してゐることが注目される。この點府縣財政の收支が府縣債の操作に重大な關係をもつてゐる現在の都道府縣財政としては窮乏度の高いことと同時に不安定收入を示すものと考へられる。

(單位百萬圓)

種別	昭和二十五年年度決算額	昭和二十六年年度最終豫算額	昭和二十七年年度當初豫算額
繰越金	一四、六九二	一二、二〇二	二、五五七
都道府縣債	一七、二一六	三七、二八二	三四、一六九

二、昭和二十五年歳出決算について

(イ) 昭和二十五年年度の歳出決算額の科目別内訳はそれぞれ別表のとおりであるが、その合計は二千八百三億余圓で二十四年度の決算二千二百四十億余圓に比較すると實に約五百六十三億圓、即ち二割五分に相當する大巾の増額である。右は同年度も戦後の一般財界のインフレの進行が行政面においてもその膨脹と相俟つて経費の増嵩を示すものと考えられる。

(ロ) 議會費と都道府縣廳費との比較

右兩者の比較を昭和二十五年年度決算額を基礎として昭和二十六年及び二十七年年度について表示すると左表のとおりとなる。この表の示すとおり兩者の増加率は二十六年年度において同率であつたが昭和二十七年年度において議會費の方が縣廳費に比べて下廻つてゐることが注目される。

(單位百萬圓)

種別	昭和二十五年	昭和二十六年	昭和二十七年
	年度決算 金額(A)	年度最終豫算 金額(A)に對する増加歩合	年度當初豫算 金額(A)に對する増加歩合
議會費	一、四六二	一、九三三	一、八八八
都道府縣廳費	二六、七〇六	三五、五〇六	三三、一三九

(イ) 土木費と教育費について

歳出重要科目たるこの兩費目を前項の例にならつて三カ年間の比較表を示すと左表のとおりとなる。教育費の増加率の高いのに比べて土木費はそれほどでもない。このことは教育費は人件費を主とするもので逐年の給與改訂が支出の上に重大な影響を與えてゐることの證左であり、且つ、この経費は弾力性が乏しい上にその経費が多額でありこのため地方財政全般を相當壓迫するのに比べて、土木費は財政の都合や行政方針等により比較的伸縮できる経費であるから懸乏財政の安全辨的役割を果してゐるのではあるまいか。

(單位百萬圓)

種別	昭和二十五年	昭和二十六年	昭和二十七年
	年度決算 金額(A)	年度最終豫算 金額(A)に對する増加歩合	年度當初豫算 金額(A)に對する増加歩合
土木費	六三、三九八	八七、八〇六	六六、七四九
教育費	八二、七二八	一一一、五五六	一一一、二八、六六一

三、昭和二十五年歳出決算について

(イ) 議會費決算額約十四億六千三百萬圓の内容を決算額の多い費目から順位を附すると第一位旅費約五億五百萬圓、第二位需用費約二億九千六百萬圓、第三位議員報酬約二億四千五百萬圓である。旅費が最高の順位を占めることは議會活動の必然性より生ずる本費の特長であらう。

(ロ) 議會費決算額と總決算額との比較について

議會費決算額約十四億六千三百萬圓は總決算額約二千八百三億一千二百萬圓に比べて全國平均五厘二毛に當り、議員總數二千六百七十七人に割當てると約五十五萬九千圓になる。又右決算額を都道府縣別に見ると總決算額に對し一分以上となつてゐるのは兵庫、奈良、北海道、三厘五毛以下の低率なのは東京、静岡、千葉、栃木等であるが、右等差は議會費の中に廳舎の新改築等の如き臨時費を含むものがあつたり、府縣財政の大きさに差がある等のため生ずる結果が主因をなすものと考えられる。

四、むすび

本年度は冒頭歳入決算の項でもふれたとおりこの年度中途においてシャープ警告に基づく地方財政平衡交付金制度の創設實施により從來の地方配付税制度の廢止、國庫負擔金の大巾なる整理等地方税財政制度に根本的な改革が斷行され地方側としては歳入面に財源強化の途が開かれたのであるが、一方歳出面において地方行政事務の増大と人件

費物件費の膨脹及び騰貴を主因とする経費の増嵩はこの歳入面を越えその收支のバランスは平衡を失し全国各都道府縣とも未曾有の財源窮乏を訴え、このため決算上においては一部既定事實の繰延べや繰上充用等の非常手段によりその收支の辻つまをつけるの止むなき事情にあつたものもあり、府縣財政緊急救助の聲を全国的に擧げた年度である。

昭和二十七年地方財政平衡交付金 八月概算交付額(道府縣分)決定

昭和二十七年地方財政平衡交付金は國庫の收支状況、地方財政事情を考慮し九月概算交付を一カ月繰り上げ八月概算交付として本月十一日付で自治廳より各都道府縣知事宛つぎのとおり通達した。

なお、今回の交付額は前年度交付実績の四分の一であるが神奈川、兵庫、福岡の諸縣は法人事業税の増収が多額と認められ一應除外された。

昭和二十七年地方財政平衡交付金八月概算交付額(道府縣分)

(單位千圓)

道府縣名	八月概算交付額	道府縣名	八月概算交付額
北海道	一、三七、〇六八	滋賀	一八、三九二
青森	四九、五五五	京都	一四、九二五
岩手	五五、〇〇〇	大坂	
宮城	五〇、三三一	兵庫	
秋田	五九、六五五	奈良	二六、〇〇一
山形	五五、六八八	和歌山	三三、五二一
福島	七〇、四四四	鳥取	二七、九八一
茨城	六四、一七七	島根	六五、六七八
栃木	四九、三三七	岡山	四七、五五三
群馬	四七、三九五	廣島	五七、八八五
埼玉	五〇、五〇〇	山口	三七、八二〇
千葉	五七、七三二	徳島	三二、六六六
東京		香川	二九、七四〇
神奈川		愛媛	四〇、六二八
新潟	六九、三六六	高知	三三、七六八
富山	三三、六一一	福岡	
石川	二五、六六五	佐賀	二六、〇六〇
福井	二六、〇四九	長崎	四〇、五九三
山梨	三六、四三三	熊本	五六、〇六六
長野	六三、四三三	大分	四三、四六六
岐阜	三七、一七三	宮崎	二九、三三〇
静岡	四〇、九九九	鹿児島	六三、五〇〇
愛知	一四、六八六	合計	一七、九六六、三五五
三重	三三、二七〇		

雜 錄

地方行政疑義問答集

地方自治の運営について

(昭和二七、四、一六地自行發第一〇七)
(號新潟縣總務部長宛 行政課長回答)

問 村長提案の旅費額の支給條例中一部改正に關する件が村議會において總務委員會に付託されたが、これの審査の過程において、選舉管理委員投票管理者、開票管理者、選舉長、投票立會人、開票立會人、選舉立會人の「日當」を原案より更に増額修正することになつたため、議會の議員及び監査委員の「日當」はこれより低額になり不均衡となつたので、議會の議員及び監査委員も右に倣つて増額しようとする場合、次の二説のいずれが正しいか。

- 1 附議事項についてのみ修正又は可否を審査する。
 - 2 議案の表題が一部改正であるから例え原案になくても條例が不合理となつた場合にはそれについても改正を加え得る。
- 答 常任委員會に付託の際に、付議された設問の條例案の改正事項についてのみの審査に限る旨が特に明示されていない限り改正事項以外のものについても審査することができると解する。

議員辭職許可の議決に關する疑義について

(昭二七、四、二五地自行發第一二二號)
(大和高田市議會議長宛 行政課長回答)

問 一次のような経過をもつて議員辭職許可の議決が行われたが、これは法第二百二十六條本文の規定による議員辭職許可の議決として適法なもの

と解しうるか。なお、違法と解される場合は併せてその理由を示された。

經 過

- (イ) 三月定例市議會會期中における全員協議會の席上一議員から議長に議員辭職申立の書面が提出され、議長はこれを受領した。
- (ロ) 議會が特別委員會を設け且つ、閉會中の繼續審査に付してこれを審査中當該議員から退職申立撤回の書面が提出された。
- (ハ) 次の會議(臨時會)において議員辭職の件を議題に供し、特別委員會委員長から審議の経過及び結果の報告を行うとともに、議長から退職申立撤回の書面が提出されている旨の報告を行つた。
- (ニ) 議會は退職申立撤回の書面を受理するかどうかについて採決を行つた。處出席議員二十七名中十七名の賛成をもつて、受理しないことに決し、更に辭職を許可するかどうかについて採決を行つたところ出席議員二十七名中十九名賛成をもつて辭職を許可することに決した。

答 適法な辭職許可の議決とは解し難く、當該議員の辭職の効果は生じないものと解される。

理由、法第二百二十六條本文は、議員の職を辭したい旨の意思表示の効力の發生を議會の議決にからしめた規定であつて、そもそも議員から辭職の意思表示がない場合には、議會の許可があつても辭職の効力は生ずる余地がないものである。しかして議員退職の申立は議會の許可があるまではこれを撤回することができ、且つ、撤回の効果は、撤回の意思表示が對手方に到達したことによつて直ちに生ずるものと解されるから、設問の議決は、既に撤回されて辭職の意思表示の存在しない状態においてなされた辭職許可の議決として無効なものであり、當該議員辭職の効果は生じない。

問 二 一の議決が適法でないとするれば、議會はいかに措置すべきか。

答 一により取立て措置を要しないものと解するが、その無効を確認する意味の議決をすることは適當である。

學資金の支給について

(昭二七、五、九地自行發第一二一號)
岐阜縣總務部長宛 行政課長回答

問 太平洋戦争による戦歿者、軍人、軍属にして戦病死した者及び未引揚者の子弟で、昭和二十二年八月十五日までに生れた者の中新制高等学校に通學している者には毎年度豫算の範圍内で學資金として毎月五〇〇圓程度の支給をする旨の條例を制定したいと思料するが、

- 1 このことは當然條例事項に屬すると解して差し支えないか。
- 2 若し當然には、條例事項に屬しないと解するならば、これを條例で規定するには、地方自治法第九十六條第二項の規定により條例で、議會の議決事項とすればよいか。

答 2 お見込の通り。

常任委員の選任と議長の表決権について

(昭二七、五、一六高知縣議會議長宛)
行政課長電信回答

問 地方自治法第一〇九條第二項により常任委員を選任する場合、選任の方法を投票によるときは、議長は投票権ありや。

答 電照の件議長は、常任委員選任の議決については、表決権を有しない。

地方職員共済組合に對する監査について

(昭二七、四、一〇北海道監査委員)
事務局長宛 行政課長電信回答

問 地方教職員共済組合の支出内容については、道監査委員は、監査権がなきものと解するもいかが。

答 電照共済組合の支出内容の監査については、お見込の通りと解する。

特別會計の廢止手續について

(昭二七、四、二四秋田縣總務)
部長宛 行政課長電信回答

問 地方自治法第二百三十九條は、特別會計廢止の場合も議會の議決を要するや。

答 電照特別會計廢止の件議決を要しない。

社會福祉協議會に對し公金支出について

(昭二七、五、二福岡縣總務)
部長宛 行政課長電信回答

問 社會福祉法第七四條による社會福祉協議會に對し公金を支出することは、地方自治法第二三〇條の慈善博愛の事業と解し公金の支出は出来ないものと解してさしつかえないか。

答 電照、社會福祉協議會の件お見込の通り。

事務取扱上の疑義について

(昭二七、五、六地自行發第一一四號)
宮崎縣總務部長宛 行政課長回答

問 市議會の議決の更正等について

議會の議決に基く行爲が執行前であれば、その議決の更正も會期を異にする場合可能であるとの説があるが、實際運営上、例えば一般選舉前の議會が議員の退職報償金規程を議決し、その豫算を議決していた場合、次の一般選舉により成立した議會が、その規程を廢止若しくは一部を改正し或はその豫算を更正してその執行を止めることができるか。

答 退職金報償規程については、將來に向つて廢止し又は改正することはさしつかえない。豫算の更生は、執行前であれば差し支えない。

地方自治法第二百三十三條と學校の設置等について

(昭二七、五、一九地自行發第一三〇號)
福井縣總務部長宛 行政課長回答

問一 市町村が個々の學校を設置又は廢止しようとするときは、昭和二十四年九月十日附自連發第一三六號各都道府縣知事あて地方自治廳連絡行政部長通知に則り、地方自治法第二百三十三條第一項の營造物に關する一

般的條例規定の範囲内で市町村長限り（個々の設置又は廢止條例を制定することなく）設置して差し支えないか、又同法第九十六條第一項第七號の規定による指定がなされている場合は、當該議會の議決を経て、條例によることなく處理してよいか。

答 前段、教育委員會を設置してない市町村についてはお見込の通り。後段當該營造物の設置又は處分について議會の議決を経べき旨の條例の定めがあるときは、議會の議決を経て設置又は處分をすべきで、設置又は處分のための個別的の條例は必要でない。

問二 同法第二百十三條第一項の規定による一般的條例とは如何なるものか。即ち理論的には營造物全部に通ずる共通した抽象事項を定めたるものを指稱すると解せられるが實際上かかるものを制定することは不可能であるとの意見があるがどうか。

答 營造物設置の基準、營造物の位置、名稱、所轄區域の決定に關し基準となるべき事項その他の營造物に關する一般共通的事項に關し規定すべきである。

問三 當縣市町村において同法第二百十三條第一項の規定による一般條例を制定しているものはないが、かかる場合においては、なお、同法條の趣旨により個々の學校の設置又は管理につき條例を制定するの外ないと思ふがどうか。

答 二に承知されたいが、法第二百十三條第一項の規定による條例の定めがない場合においては、個々の學校の設置に關する事項について條例で定める他はない。

圖書室便り

○新購入圖書紹介

圖書名

著者

開招使前後

越崎宗一

新聞の自由

觀光北海道

標準世界地圖

生きている日本史

日本女性史

現代日本小史 上、下

日本國家主義運動史 上、下

自叙傳 一、二

日本資本主義發達史

國會のことば 第一集

法律學講座 2

日本國憲法論

新憲法と刑事法

刑法・各論 上、下

今日のドイツ

日本再軍備

近代社會觀の解明

流れに抗して

スターリン作戦論

戰艦 武藏

大本營發表 海軍篇

嗚呼朝鮮

平和の象徴 國連

○各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名

寄贈先

北海道金屬鑛山統計資料集成（業態篇）
綿紡績工場の女子労働者
あなたの税金はどう使われるか
労働組合調査報告
國鐵における苦情處理の實態について

日本新聞協會
北海道新聞社
教育圖書株式會社
高木健夫
井上清
矢内原忠雄
木下半治
河上肇
豊田西郎
衆議院記録課
田中二郎外二
佐々木惣一
木村龜二
牧野英一
篠原正瑛
岡倉古志郎
水田洋
レーニン・村井繁譯
ウオロシロフ
佐藤太郎
富永謙吾
張赫宙
日米通信社

地方公務員の勤務評定制

改正地方制度資料

しゅろ

松脂の採り方とその知識

電話加入事務

國語審議會報告書

電話法令集

文部省所轄國立大學研究所報告

一九五二年イギリス經濟白書

二十六年年度春植馬鈴薯品種別作付面積調査所

二十六年年度麥類品種別作付面積調査所

每月勤勞統計調査結果表

水稻品種別作付面積調査書

事業協同組合實態調査報告

建設統計年表 二十六年年度版

經濟安定本部發行資料總目錄

簡易保險局統計年報

電氣事業料金に關する諸問題

本道民間企業直營の従業員厚生調査

進む國土建設

國土建設の現況

昭和二十六年年度國營競馬統計

總理府統計局八十年史稿

第十三回國會通過建設省關係法律の解説集

北海道火災統計

北電レポート

厚生省小史

經濟學參考文獻

勞働委員會月報 六月號

貿易北海道同

農家の友 七月號

北海道人事委員會

地方自治廳

林野廳

林野廳

信越電氣通信局

信越電氣通信局

文部省大學學術局

外務省歐米局第三課

農林省統計調查部

同

勞働省

農林省統計調查部

中小企業廳振興部協同組合課

建設省

經濟安定本部圖書館

郵政省簡易保險局

北海道電氣協會

北海道立勞働科學研究所

建設省

同

農林省畜產局競馬部

總理府統計局

建設大臣官房弘報課

北海道民生部消防課

北海道電力株式會社

厚生問題研究會

國立國會圖書館一般考査部

北海道地方勞働委員會

北海道商工部交易觀光課

北海道農業改良普及協會

魚と卵 六月號

職業安定

道稅通信 十八、十九號

北海道勞働經濟 三〇、三一號

教育月報 六、七月號

北海警友 七月號

總合經濟 六、七月號

建設月報 七月號

文部時報 五、六、七月號

厚生 生 六、七月號

人事院月報 五月號

世界月報 四月號

施設 五月號

電氣通信經營月報

電氣試驗所彙報

通產統計月報 五、六月號

農林統計調查 四、五月號

秋田縣議會月報 三、四月號

栃木縣議會月報 六月號

群馬縣議會月報 七月號

滋賀縣議會月報 二十二號

鳥取縣議會月報 二十九號

北海道水產孵化場

北海道勞働部

北海道總務部稅務課

北海道立勞働科學研究所

北海道教育委員會事務局

札幌警察管區本部北海警友編集部

北海道總合經濟研究所

建設省

文部省

厚生省

人事院事務總局廣報課

外務省情報文化局

電氣通信施設局

電氣通信省

通商試驗省

農林省

秋田縣議會事務局

栃木縣議會事務局

群馬縣議會事務局

滋賀縣議會事務局

鳥取縣議會事務局

昭和二十七年八月三十日發行

北海道議會時報

第四卷 第八號

編 集 北海道議會事務局調查課

發 行 北海道議會事務局

電話 〇一、八二〇番

昭和25年度全國都道府縣一般會計歳入出決算額調

全國都道府縣議會議長會事務局調

(單位千圓)

府 縣 別	歳											入		昭和25年度計
	都道府縣稅	地方交付金	地方債	公營企業及分擔金及負擔金	使用料及手数料	國庫金	國庫支出金	寄附金	繰入金	繰越金	雜收入	都道府縣債	その他	
北海道	3,651,408	4,992,862	62,141	158,678	369,221	3,315,887	85,528	41,696	667,429	723,752	574,000		14,642,602	
青森	759,400	1,542,572	16,713	4,807	194,980	901,613	92,620		57,683	84,067	178,000		3,832,455	
岩手	592,978	1,837,307	22,900	20,810	157,158	2,168,957	27,340	1,400	23,977	264,005	396,700		5,483,532	
秋田	557,317	1,683,457	18,725	25,006	104,071	1,889,381	42,633		22	92,944	173,379		4,864,935	
宮城	817,447	1,843,575	15,035	47,174	160,691	2,209,685	41,772	1,961		221,536	454,000	翌年度歳入繰上充用金 115,292	5,928,168	
山形	637,908	1,658,319	5,549	34,644	126,281	1,338,373	52,847	108	208,347	236,627	210,000		4,509,003	
福島	1,044,393	2,290,104	47,426	33,659	232,157	2,010,087	114,488	11,315	114,220	339,885	334,600		6,572,334	
東京	21,041,305	185,361	713,826	33,547	1,710,431	5,859,812	40,493	617,272	2,644,408	2,802,232	2,342,427	特別區財政調整納付金 1,826,925 御下賜金 50	39,818,086	
神奈川	2,205,712	1,472,233	111,388	32,384	146,689	1,480,283	27,037	22,702	972,384	408,882	240,000		7,119,644	
千葉	1,046,404	1,939,014	15,016	57,481	167,676	1,124,847	23,546	95,577	128,800	275,260	293,000		5,166,621	
茨城	731,264	1,990,167	166,980	103,490	137,462	1,751,987		3,758	14,391	217,757	355,913		5,473,169	
栃木	931,425	1,544,453	22,916	25,069	118,367	1,765,171	16,817	153,545	310,083	224,788	248,306		5,360,940	
埼玉	1,255,264	1,704,678	23,690	8,200	99,344	939,295	101,882	81,843	778,837	218,921	237,000	貸付金回収 6,282	5,455,236	
群馬	1,006,033	1,566,058	411	51,493	172,322	2,702,102	57,748	43,422	175,449	85,105	353,432		6,213,572	
山梨	397,276	1,059,427	2,430	13,478	118,845	1,086,360	23,839		130,330	75,005	195,000		3,101,990	
長野	1,196,877	2,277,585	41,762	7,193	367,526	2,526,502	125,320	84,459	320,189	275,543	431,000		7,653,956	
新潟	1,455,835	2,381,127	27,840	24,125	200,931	2,263,379	169,568	52,807	451,268	336,799	442,549		7,806,228	
愛知	3,826,226	1,527,037	72,737	17,771	257,922	1,661,535	105,939	25,981	865,182	297,480	409,080		9,066,890	
三重	930,836	1,432,276	39,802	45,753	151,084	1,471,265	80,811	1,189	318,703	163,670	243,000		4,878,389	
静岡	1,754,253	1,745,736	34,567	228,900	217,576	1,762,164	75,941	200	413,562	152,171	324,800		6,709,870	
岐阜	1,001,959	1,497,505	12,594	66,620	195,405	1,291,031	94,796	97,817	249,824	215,562	220,000		4,943,113	
富山	805,484	1,094,829	8,769	2,408	150,332	1,368,658	35,628		61,174	107,109	341,640		3,976,031	
石川	939,628	1,061,451	6,574	19,495	80,971	914,819	37,933		257,497	117,580	199,000	特別會計戻入金 9,311	3,644,259	
福井	618,856	997,508	114,144	36,148	69,814	1,432,826	38,604		39,773	85,261	379,015	貸付金返還金 15,578	3,827,527	
京都	2,172,365	780,226	30,054	37,006	140,732	1,212,625	26,603		170,253	235,515	212,000	繰上充用金 173,335	5,190,714	
大阪	6,928,266	506,896	131,428	563,245	298,125	2,481,025	21,579	122,253	1,125,876	888,295	857,000		13,923,988	
兵庫	3,715,936	1,995,142	148,741	266,628	317,128	2,412,335	70,140		132,352	253,751	727,482		10,039,635	
奈良	452,261	844,982	16,379	13,138	105,034	472,248	10,443		94,008	63,966	97,000		2,169,459	
和歌山	720,682	1,159,533	8,693	12,149	90,375	1,192,099	63,298	36,830	121,852	230,713	325,044		3,961,268	
滋賀	567,109	1,010,124	10,388	13,240	87,294	753,866	64,040	11,572	62,031	85,032	134,000		2,798,696	
廣島	1,395,358	2,003,642	35,361	103,055	238,087	2,270,483	53,361	458	308,154	240,441	513,000		7,161,397	
岡山	955,769	1,689,423	2,426	34,815	192,004	1,374,028	42,789	59,121	193,025	127,468	215,341		4,885,269	
鳥取	289,366	925,419	8,257	7,630	91,783	831,125	52,712	55,040	53,116	87,158	166,000		2,567,606	
島根	348,601	1,242,808	17,934		100,936	1,203,119	71,800	5,741	187,370	91,781	184,000		3,454,093	
山口	1,237,996	1,529,436	18,241	28,367	227,852	1,759,872	153,753	8,403	325,094	185,678	591,259	貸付償還金 66,193	6,132,144	
香川	557,677	1,101,843	4,983	83,836	84,841	756,397	62,087	2,500	11,883	136,324	191,585		2,993,956	
徳島	381,722	1,124,729	41,868	10,749	68,140	1,567,205	76,356	2,000	45,040	71,565	378,837	貸付金償還金 44,825	3,813,036	
高知	494,057	1,197,033	582	6,472	109,560	1,932,054	46,812	1,322	24,337	115,969	279,378		4,177,576	
愛媛	708,965	1,641,155	9,811	24,625	133,064	1,743,093	32,286	20,950	296,790	92,046	333,000		5,035,785	
福岡	3,479,534	2,224,536	58,560	92,769	358,952	2,253,842	70,633	76,246	754,064	719,287	547,836		10,636,259	
大分	703,367	1,446,118	66,801	73,517	162,790	1,200,144	31,398		208,522	160,067	343,369		4,396,163	
佐賀	562,540	1,002,291	9,152	51,031	88,511	1,455,203	18,691		245,846	67,709	277,000		3,777,974	
長崎	1,047,998	1,397,018	31,542	19,826	111,176	1,037,997	104,561	521	362,109	172,765	206,000		4,491,511	
宮崎	557,644	1,372,786	49,953	70,273	146,708	2,287,918	11,529	223	79,712	123,392	390,000		5,090,138	
熊本	953,557	1,675,003	24,977	44,307	167,740	1,143,515	59,747	908	498,825	219,573	230,513		5,018,665	
鹿児島	768,006	1,997,298	3,264	89,537	155,391	1,537,353	16,574		94,796	152,854	336,377	繰上充用金 333,962	5,485,412	
全國合計	78,204,262	71,162,152	2,333,330	2,744,545	9,183,539	78,683,562	2,674,319	1,741,162	14,691,509	12,623,725	17,216,483	2,591,753	293,250,341	
一都道府縣平均額	1,700,093	1,547,003	50,725	59,664	199,642	1,697,469	58,137	37,851	319,381	274,429	374,271	56,342	6,375,007	

昭和25年度全道都道府縣議會費決算額調 (單位:圓)

府縣別	職員報酬	職員旅費	請手當	旅費	賃料	金交	交際費	需用費	諸費	貸付金	國庫補助	新築費	國庫補助	臨時25年度決算額合計	昭和25年度決算額合計	差引増減△
北海道	12,927,000	2,462,000	2,454,696	28,433,488	4,442,945	13,539,871	140,200	184,000	78,739,705	1,312,392	144,951,606	148,203,900	3,252,294	148,203,900	148,203,900	3,252,294
青森	4,350,904	1,471,783	1,471,783	12,497,908	2,172,121	5,169,223	185,600	185,600	112,131	220,000	26,065,474	27,286,700	1,485,144	27,286,700	27,286,700	1,485,144
岩手	3,882,000	1,872,444	1,987,243	10,905,470	2,950,427	6,584,077	618,000	618,000	81,105	1,200,000	28,045,750	28,045,750	3,504	28,045,750	28,045,750	3,504
秋田	6,811,269	1,411,828	1,105,916	9,004,500	1,460,000	4,442,568	56,860	56,860	2,195	216,000	24,500	24,811,131	24,811,006	329,875	25,221,395	35,263
山形	7,659,500	1,629,677	1,629,677	14,239,668	1,999,670	6,073,460	12,628	12,628	551,000	198,200	29,188,529	29,372,623	184,094	29,372,623	29,372,623	184,094
福島	19,148,784	7,788,108	7,515,061	28,206,460	7,585,000	17,496,065	163,835	163,835	231,499,730	1,940,000	113,529,208	108,806,740	4,522,468	108,806,740	108,806,740	4,522,468
茨城	8,654,000	2,330,068	2,347,861	13,469,740	4,200,000	2,097,421	103,086	103,086	123,180	270,000	445,935	33,244,726	266,862	33,244,726	33,244,726	266,862
千葉	5,611,500	1,293,808	1,264,118	4,988,915	1,000,000	2,390,652	31,100	31,100	62,881	167,000	17,005,132	18,234,631	1,222,519	18,234,631	18,234,631	1,222,519
茨城	3,025,809	1,018,236	417,122	9,436,058	300,000	7,601,628	50,000	50,000	10,400	195,000	21,986,953	23,234,686	1,247,737	23,234,686	23,234,686	1,247,737
栃木	3,643,000	1,242,764	647,279	7,971,258	1,999,774	2,269,813	18,450	18,450	185,000	185,000	16,021,248	18,150,065	2,128,817	18,150,065	18,150,065	2,128,817
群馬	5,643,000	1,109,601	989,100	7,220,183	1,000,000	3,337,565	50,830	50,830	78,463	184,000	21,096,870	22,988,250	1,891,380	22,988,250	22,988,250	1,891,380
群馬	3,795,000	1,819,133	1,351,438	5,182,559	600,000	6,652,831	193,305	193,305	6,652,831	167,000	2,404,888	22,517,729	34,788	22,517,729	22,517,729	34,788
山梨	2,444,400	1,191,730	1,398,060	6,795,412	799,109	5,922,615	16,541	16,541	899,932	182,000	1,471,593	19,764,100	419,689	19,764,100	19,764,100	419,689
山梨	3,950,000	2,109,319	1,050,902	12,529,974	1,050,902	4,599,390	16,541	16,541	4,599,390	345,000	27,030,611	27,450,300	419,689	27,450,300	27,450,300	419,689
新潟	3,357,700	1,429,362	905,002	15,926,364	1,112,513	3,363,499	56,699	56,699	140,000	354,700	27,292,544	35,998,407	8,705,863	35,998,407	35,998,407	8,705,863
新潟	8,139,500	2,040,049	6,156,054	10,744,964	1,998,546	13,842,270	183,980	183,980	90,000	180,000	45,375,375	41,152,164	4,223,211	41,152,164	41,152,164	4,223,211
新潟	4,751,000	1,522,893	843,086	9,436,058	869,000	5,311,756	141,448	141,448	176,500	176,500	23,240,740	23,029,000	211,740	23,029,000	23,029,000	211,740
新潟	6,922,000	1,470,176	1,066,560	5,753,314	1,199,987	3,691,680	20,000	20,000	3,755	135,000	796,775	21,373,162	173,917	21,373,162	21,373,162	173,917
新潟	3,448,000	1,289,700	513,940	7,278,852	40,517	4,840,278	40,517	40,517	1,500,000	240,000	21,963,924	22,578,941	615,017	22,578,941	22,578,941	615,017
新潟	3,094,500	1,806,894	7,442,621	2,699,248	2,699,248	5,439,141	15,720	15,720	460,000	460,000	23,993,107	21,848,975	544,132	23,993,107	23,993,107	544,132
新潟	3,015,000	1,030,614	573,622	10,578,475	1,000,000	5,506,046	60,350	60,350	268,000	81,000	230,000	14,998,400	14,885,000	113,400	14,885,000	113,400
新潟	2,807,597	1,088,791	1,059,966	4,397,317	2,500,000	2,650,268	4,000	4,000	14,045	570,400	19,447,153	19,681,876	234,723	19,681,876	19,681,876	234,723
新潟	6,921,277	2,538,060	1,794,154	8,866,816	8,866,816	15,139,547	68,210	68,210	169,186	269,000	39,143,845	37,571,000	1,572,845	37,571,000	37,571,000	1,572,845
新潟	10,102,130	5,100,740	4,099,995	25,533,366	5,005,891	13,094,966	6,492,000	6,492,000	3,280,160	6,492,000	81,328,992	83,836,800	2,507,808	83,836,800	83,836,800	2,507,808
新潟	9,178,500	2,575,020	5,216,799	32,805,193	1,999,486	24,925,738	299,168	299,168	22,000	898,771	502,326	78,423,021	6,487,021	78,423,021	78,423,021	6,487,021
新潟	2,720,900	1,368,663	794,947	6,520,709	1,404,678	13,328,542	600	600	182,000	170,000	26,290,442	27,013,000	722,558	27,013,000	27,013,000	722,558
新潟	4,377,062	2,099,074	1,041,199	5,995,742	599,933	4,643,886	800	800	176,000	176,000	18,867,698	18,780,900	86,798	18,780,900	18,780,900	86,798
新潟	3,118,125	1,238,967	790,963	3,099,241	1,300,000	9,205,403	14,880	14,880	367,714	180,500	19,447,153	19,681,876	234,723	19,681,876	19,681,876	234,723
新潟	5,655,000	3,192,123	2,222,474	12,771,999	1,180,000	5,891,118	361,110	361,110	16,000	316,000	31,670,144	33,434,684	1,764,540	33,434,684	33,434,684	1,764,540
新潟	4,181,014	1,558,549	1,372,970	11,441,828	785,000	5,724,336	1,645,000	1,645,000	1,645,000	205,000	403,765	26,098,173	778,654	26,098,173	26,098,173	778,654
新潟	2,391,000	1,676,518	1,020,216	7,993,882	1,500,000	4,417,557	8,824	8,824	8,824	166,000	19,885,715	20,052,578	166,863	20,052,578	20,052,578	166,863
新潟	3,312,000	1,432,768	610,992	7,799,833	900,000	2,567,723	2,793	2,793	99,996	170,000	207,000	17,692,744	699,642	17,692,744	17,692,744	699,642
新潟	5,965,000	1,609,604	856,442	13,473,463	2,400,000	5,809,176	29,008	29,008	6,933	268,500	3,722,289	35,592,336	4,477,972	35,592,336	35,592,336	4,477,972
新潟	3,616,000	1,045,146	890,904	6,356,756	1,143,168	1,732,725	5,460	5,460	6,933	653,000	15,523,151	15,647,456	124,306	15,647,456	15,647,456	124,306
新潟	3,600,500	1,243,885	433,690	3,914,940	1,049,268	4,286,000	4,500	4,500	3,897,416	370,000	14,898,303	17,447,900	2,549,597	17,447,900	17,447,900	2,549,597
新潟	3,456,000	2,069,251	3,094,592	5,621,483	1,039,793	3,897,416	4,500	4,500	37,997	283,000	19,604,032	21,728,000	2,123,968	21,728,000	21,728,000	2,123,968
新潟	4,316,000	2,351,746	1,297,089	10,081,161	1,087,660	7,664,802	9,900	9,900	6,933	463,150	27,277,443	29,109,190	1,831,747	29,109,190	29,109,190	1,831,747
新潟	8,005,500	4,695,188	3,217,717	23,614,771	4,927,819	6,537,687	493,309	493,309	121,358	610,000	52,223,349	51,347,200	876,149	51,347,200	51,347,200	876,149
新潟	4,613,000	2,066,454	1,286,516	10,180,156	3,268,075	6,398,879	51,500	51,500	2,825,000	110,600	30,762,578	30,240,300	522,278	30,240,300	30,240,300	522,278
新潟	901,792	89,994	3,697,316	3,697,316	894,996	1,132,745	8,500	8,500	164,900	164,900	12,635,197	12,929,128	304,931	12,929,128	12,929,128	304,931
新潟	2,235,253	3,824,810	8,254,569	7,968,091	800,000	3,632,876	2,699	2,699	5,605,166	560,166	30,228,182	30,404,900	176,718	30,404,900	30,404,900	176,718
新潟	4,165,000	2,305,524	1,294,238	10,772,108	2,699	8,000,000	56,431	56,431	74,132	193,900	32,591,595	32,075,000	47,591	32,075,000	32,075,000	47,591
新潟	5,930,000	2,284,916	1,476,427	12,680,842	700,000	8,833,847	56,431	56,431	74,132	193,900	32,591,595	37,238,127	4,646,532	37,238,127	37,238,127	4,646,532
新潟	4,812,000	2,092,149	1,515,361	10,508,980	1,000,000	2,442,336	52,450	52,450	7,718	375,900	22,856,494	23,873,162	1,066,668	23,873,162	23,873,162	1,066,668
合計	245,662,347	91,527,090	78,586,291	504,966,966	3,774,174	295,599,416	20,875,192	20,875,192	34,706,394	20,875,192	5,019,204	86,107,803	1,462,854,581	1,490,689,521	1,490,689,521	27,839,940
平均	5,327,442	1,989,719	1,708,398	10,977,244	82,047	6,426,074	453,809	453,809	794,487	453,809	109,113	1,915,397	32,406,272	32,406,272	32,406,272	605,085

昭和26年度全國都道府縣一般會計支出豫算表 (單位：千圓)

都道府縣	議會費	道廳事務費	警察消防費	土木費	教育費	社會及少年福利費	保健衛生費	福利費	財源費	國庫費	地方債費	貸與費	預支金	貸與費	七の他	前年度繰越金	繰越金合計	比増減率
北海道	105,298	1,506,300	59,517	2,529,882	7,284,137	4,891,319	894,591	5,027,990	262,104	41,573	80,806	151,894	920,300	3,000	331,836	21,419,199	22,689,387	1,270,188
青森	41,656	548,367	15,377	724,410	1,760,336	1,499,400	191,857	1,114,750	29,233	14,926	16,642	47,267	128,415	1,500	4,571	5,071,771	5,145,186	71,409
岩手	29,666	442,439	4,253	817,754	2,072,637	346,783	163,243	1,864,670	34,372	7,939	22,839	152,407	146,399	3,000	6,772,946	7,009,675	236,729	
秋田	40,327	605,013	13,580	1,074,288	2,129,740	411,824	178,361	1,656,707	17,616	7,561	20,239	146,392	89,165	3,634	8,183,469	5,491,137	2,692,338	
宮城	35,645	644,883	19,646	1,239,085	2,129,740	892,948	315,634	1,165,889	5,863	9,174	138,298	8,296,215	135,203	5,000	7,603,883	8,296,215	892,338	
山形	48,730	487,200	7,706	1,166,065	2,070,605	330,713	117,355	1,594,749	67,250	11,735	19,111	80,343	83,265	5,000	5,929,741	6,089,810	141,069	
福島	34,832	799,810	35,113	1,329,968	3,000,306	808,837	195,404	2,087,358	4,389	8,004	21,228	87,941	367,241	4,028	8,750,470	8,481,808	305,200	
東京	125,272	6,272,966	2,099,182	87,694	512,002	3,057,595	1,396,973	2,857,325	285,242	121,221	1,591,318	1,591,318	570,905	50,000	281,198	54,869,168	62,201,821	2,667,444
神奈川	44,379	1,209,629	22,188	1,363,871	3,073,031	1,088,663	304,839	1,196,782	2,990	10,609	96,428	280,677	280,677	20,000	8,797,829	8,616,516	181,313	
千葉	29,686	591,818	6,388	1,830,994	2,731,881	337,207	229,996	1,126,408	87,478	10,747	78,646	167,759	149,833	6,000	7,238,211	7,167,491	70,720	
茨城	29,226	647,086	5,749	1,704,246	2,894,338	530,747	154,627	1,671,799	6,438	8,766	25,913	83,547	149,833	6,000	7,527,764	8,443,792	916,028	
群馬	26,736	390,234	8,163	957,676	1,841,271	284,738	143,376	1,466,748	23,693	11,805	12,579	114,747	337,747	5,000	5,921,079	5,860,000	361,079	
埼玉	31,629	738,829	46,807	1,467,128	2,778,720	46,986	330,057	1,018,956	26,986	6,900	21,761	65,877	39,969	10,000	7,515,440	6,161,066	1,354,374	
新潟	36,138	665,032	9,020	1,492,024	2,180,416	417,989	175,103	1,088,092	2,709	6,865	18,202	199,628	94,813	3,000	9,839,022	6,061,164	3,777,868	
山梨	27,989	418,989	9,020	1,240,416	2,352,925	251,566	195,998	1,384,079	4,311	8,220	53,106	175,103	175,103	5,000	4,060,028	4,113,999	53,966	
長野	44,632	512,737	11,448	1,769,896	3,325,925	604,973	300,048	1,694,669	10,324	18,383	26,658	105,637	40,970	10,000	9,916,477	9,033,927	882,550	
岐阜	48,838	756,814	19,738	2,650,996	3,693,000	470,679	393,208	2,669,784	7,635	7,225	32,959	130,799	46,794	2,000	11,297,151	10,350,000	947,151	
愛知	61,473	693,317	24,844	2,187,313	4,299,904	907,495	484,482	1,851,093	138,323	30,125	43,433	128,294	616,433	40,000	11,407,483	10,674,400	733,083	
三重	32,746	656,875	12,877	1,240,776	2,002,999	414,996	173,281	1,240,316	18,911	9,939	23,729	76,197	184,307	5,000	6,385,031	6,324,642	60,389	
滋賀	30,712	671,103	36,099	1,638,111	3,394,306	491,985	159,018	1,500,566	7,317	7,994	27,078	147,041	148,501	2,000	8,491,364	8,633,642	142,278	
京都	34,745	680,003	6,659	1,454,303	2,186,334	390,370	159,448	1,327,498	61,158	10,000	20,083	148,501	186,646	8,000	6,688,291	6,639,800	1,598	
大阪	50,391	500,391	32,205	1,381,601	2,186,406	390,370	175,460	1,348,340	30,844	7,247	22,086	133,940	149,444	6,000	9,686,258	5,268,108	398,150	
和歌山	25,774	507,079	11,029	1,346,727	1,158,079	352,821	174,206	1,158,079	24,101	11,105	21,807	77,860	135,622	15,000	4,432,600	3,893,000	539,600	
奈良	22,941	274,310	20,932	1,087,251	1,165,224	361,826	197,549	1,268,840	38,999	12,829	11,794	147,306	34,889	10,000	4,378,738	4,399,611	179,127	
東京	55,843	859,640	13,000	956,228	2,894,151	746,499	204,099	1,115,825	6,748	13,200	22,195	109,848	418,252	20,000	7,268,825	7,919,000	650,175	
大阪	98,547	2,073,762	27,688	3,186,410	5,663,776	2,315,886	425,950	1,551,807	8,235	23,153	84,076	206,028	1,102,748	50,000	15,882,597	14,164,116	2,178,481	
兵庫	101,936	1,468,771	60,685	3,121,022	5,269,681	1,167,194	401,360	1,631,914	35,273	29,006	45,390	206,028	312,111	5,000	13,998,740	11,238,000	2,660,740	
奈良	40,768	340,284	12,769	1,166,198	1,166,198	311,566	169,309	602,645	25,866	14,278	29,354	64,717	41,180	3,000	3,616,724	3,375,140	241,584	
和歌山	29,261	441,267	24,544	1,347,112	1,664,627	338,583	165,822	764,691	123,753	7,294	14,046	99,870	175,592	15,000	5,145,322	4,892,602	252,720	
滋賀	20,718	403,314	16,600	637,395	1,275,616	267,162	80,391	806,338	10,715	13,512	13,536	53,275	73,274	10,000	3,742,955	2,986,000	1,146,955	
岡山	44,671	803,133	8,800	2,629,934	2,970,149	666,900	294,700	2,163,873	46,594	28,640	24,718	208,574	309,333	5,000	10,004,917	9,209,137	795,780	
広島	38,281	591,126	7,642	1,307,181	2,164,188	535,636	227,678	1,262,000	7,198	9,079	23,590	59,833	693,800	5,000	6,887,507	6,795,270	92,237	
鳥取	27,988	275,203	5,169	784,965	862,695	213,681	110,368	716,525	4,244	9,193	11,299	56,188	91,346	300	3,290,847	3,294,094	36,753	
島根	29,261	502,290	5,637	979,298	1,381,436	257,877	169,309	972,382	13,599	3,490	11,148	64,717	151,070	5,000	4,560,799	4,894,202	343,403	
山口	61,907	799,357	8,779	3,466,954	2,611,339	454,728	159,805	1,907,257	405,198	7,634	17,591	246,948	167,272	5,000	9,949,844	9,835,735	74,109	
香川	24,526	381,177	6,710	902,268	1,218,341	251,314	97,380	875,838	34,454	8,556	69,382	69,382	118,813	5,000	4,201,064	4,372,048	170,984	
徳島	22,415	353,477	19,703	1,206,449	1,286,730	334,981	101,989	1,093,363	17,300	9,945	17,228	85,136	99,814	5,000	5,310,294	4,698,166	612,088	
高知	27,863	400,286	3,987	1,187,379	1,187,379	338,378	200,000	669,513	5,051	10,168	20,109	125,864	243,232	4,000	5,201,623	5,200,000	50,381	
愛媛	33,306	332,784	6,238	2,028,076	1,378,818	339,365	500,695	1,169,511	5,275	19,098	23,894	79,304	101,429	5,000	6,731,469	5,998,000	733,469	
福岡	68,877	529,192	22,791	2,359,510	4,693,864	1,339,386	545,503	1,999,380	72,828	23,869	41,074	292,198	645,597	670,344	13,246,000	13,455,000	199,000	
大分	40,744	567,412	3,542	1,898,465	2,229,888	222,988	135,648	1,603,836	12,312	5,782	20,111	58,775	202,871	10,000	5,935,866	6,200,000	264,034	
佐賀	22,408	400,480	2,995	1,288,032	1,363,382	280,898	81,871	785,394	2,998	10,699	70,716	67,217	67,217	5,000	4,415,004	3,886,730	528,334	
長門	42,268	683,026	4,679	1,393,046	2,050,279	411,496	148,644	1,486,915	1,989	9,183	19,511	46,900	222,634	12,120	5,571,047	5,916,932	346,885	
高松	31,156	470,118	17,070	1,303,672	1,466,000	443,774	119,207	1,583,827	23,651	4,189	20,025	127,940	20,576	11,000	6,463,381	5,272,413	1,191,566	
熊本	46,023	580,353	7,327	1,466,309	2,423,823	376,502	230,820	1,098,863	16,416	16,091	28,609	91,100	31,246	10,000	6,192,425	6,308,863	746,438	
鹿児島	33,126	1,388,007	21,661	2,658,779	2,658,779	793,750	223,419	1,415,260	18,482	11,940	25,820	95,339	101,356	5,000	8,082,264	5,910,000	2,172,464	
合計	1,939,069	35,509,609	9,835,374	87,806,485	121,556,406	35,918,924	13,579,298	65,237,477	1,819,203	602,802	1,189,661	6,419,685	13,211,794	136,497	2,286,153	395,645,000	371,885,935	23,759,065
一部特別市	42,154	771,961	213,812	1,038,837	2,642,531	780,846	299,216	1,399,510	59,448	13,104	25,862	139,257	293,735	24,706	49,699	8,600,278	8,884,477	51,650

モ　メ　の　月　七

- 一日　羽田空港返還。
- 三日　建設省「昭和二十七年建設白書」發表。
- 五日　衆議院自然休會。
- 八日　第二回定例道議會閉會。
- 一〇日　朝鮮休戰會談開始一周年。
- 十一日　アイゼンハワー元帥共和黨大統領候補に指名さる。
- 十二日　コリンズ米陸軍參謀總長入京・參院自然休會。
- 一八日　近畿地震・極東貿易五カ國會議（米、英、佛、加、日）ワシントンに閉かる。
- 一九日　第十五回オリンピックが始まる。（フィンランド、ヘルシンキにて）
- 二十一日　參院休會明本會議閉會・人事院石炭手當勸告（世帯主二萬圓その他六千七百圓）
- 二十三日　日米航空協定妥結。
- 二十五日　スチヴンソン知事（イリノイ州）民主黨大統領候補に指名さる・衆議院休會明本會議閉會・天北地方に豪雨。
- 二十六日　在日米軍に提供する施設區域協定に調印。
- 三〇日　道開發審議會臨時總會（會長に苫米地英俊氏決定）
- 三十一日　第十三國會閉會。